資料１－１－６－１

境港市の気象データ

第１表　要素別月別平均値（統計期間：２０１０年～２０２０年）

要素	単位	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
平均気温	℃	4.9	5.4	8.6	13.1	18.5	22	26.5	27.8	23.4	18.1	12.6	7.1	15.7
最高気温	℃	8.3	9.2	13.2	18.2	23.7	26.3	30.6	32.2	27.4	22.2	16.9	10.6	19.9
最低気温	℃	1.7	1.8	4.2	8.2	13.8	18.7	23.5	24.6	20.1	14.3	8.6	3.7	11.9
降 水 量	mm	189	130	143	132	103	156	170	140	245	160	123	222	1911
平均風速	m/s	2.3	2.3	2.4	2.4	2.3	2	2.1	2.1	2.1	2.1	2	2.4	2.2
最多風向	16方位	W	W	NE	WSW	WSW	NNW	WSW, NNW	ENE	NE	NE	W	W	WSW

第2表　階級別月別日数の平均値（統計期間：２０１０年～２０２０年）

要素	単位	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
日降水量1.0mm以上	日	18.5	14.2	12.9	11.3	8.0	10.6	10.7	8.9	11.4	10.6	13.0	20.1	150.9
日降水量10.0mm以上	日	7.2	4.7	5.2	4.3	3.2	4.5	4.5	4.3	6.2	4.0	4.3	8.1	60.4
日降水量30.0mm以上	日	1.0	0.7	0.6	1.2	0.5	1.6	1.7	1.4	2.5	1.5	0.5	1.5	14.9
日降水量50.0mm以上	日	0.1	0.0	0.5	0.3	0.4	0.5	0.8	0.5	1.2	0.7	0.0	0.4	5.3
日最高気温30℃以上	日	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	2.8	18.5	24.5	5.7	0.5	0.0	0.0	53.5
日最低気温0℃未満	日	7.4	6.3	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	17.2

※ 気象庁「過去の気象データ」により作成。

資料１－１－６－２

境港市の人口等（住民基本台帳）

（令和３年４月１日現在）

男	１６，１６６人
女	１７，２６７人
総人口	３３，４３３人
世帯数	１５，３６２世帯

※外国人を含む。

資料１－２－７－１

県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領

（目　的）

第１　この要領は、鳥取県（以下「県」という。）及び鳥取県内の市町村が、災害時に必要と見込まれる物資又は資機材の標準的な品目及び数量（以下「共通品目等」という。）等を連携して備蓄し、災害により被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）の応援を迅速かつ円滑に連行することを目的に次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（避難人口の想定）

第２　災害により避難所に収容し、保護する住民の人数（以下「避難人口」という。）は、原則として鳥取県震災対策アクションプラン（平成３１年３月）の最大避難想定人数２万４千人を想定するものとする。ただし、別紙において人数を別に定めた場合はこの限りでない。

（備蓄対象人数及び備蓄の方法）

第３　市町村は、避難人口に対応できる共通品目等について、県全体の人口に対する市町村の人口の比率に応じた数量を備蓄するものとする。

（連携備蓄する共通品目等）

第４（１）市町村が備蓄する共通品目等は別紙のとおりとする。

（２）市町村が既に保有している共通品目等と同等の品目の備蓄については、必要とする連携備蓄のなかに含めることができるものとする。

（３）共通品目等は、原則、単独備蓄とし、流通在庫型及びランニングストック型備蓄としないものとする。ただし、別紙において他の手段により確保できた場合に限り単独備蓄としないものとすることができるとしたものについてはこの限りでない。

（４）県は、仮設トイレ、ストーブ、発電機等、大型の資機材、ガソリン携行缶を重点的に備蓄するものとする。

（備蓄場所等の確保）

第５（１）共通品目等は、速やかに搬出又は輸送できるようにしておくものとする。

（２）連携備蓄以外の備蓄と同じ場所に連携備蓄を備蓄する場合は、連携備蓄とその他の備蓄を区別して備蓄するものとする。

（３）連携備蓄は、搬出が容易な位置に配置し、内容物と数量をそれぞれ明示しておくものとする。

（災害時の応援等）

第６（１）被災市町村を応援する市町村（以下「応援市町村」という。）は、原則として県が

調整して決定するものとする。

（２）前項によらない他の市町村で、被災市町村を応援する場合は、あらかじめ県へ連絡するものとする。

（応援輸送の手段等）

第７　県から指定された応援市町村は、速やかに被災市町村へ連携備蓄の輸送を行うものとする。ただし、被災状況等によっては県と応援市町村間で輸送手段等を調整するものとする。

（応援経費の負担等）

第８　応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

（更新の経費負担等）

第９（１）共通品目等で消費期限及び耐久期限等のあるものは、期限の到来を考慮して、同等の品目をもって更新するものとする。

（２）前項の更新に要する経費は、当該市町村の負担とする。

（連携備蓄の状態保持等）

第10（１）連携備蓄の共通品目等は、定期的に点検を行い良好な状態の保持に努めるものとする。

（２）市町村は、毎年度４月１日時点における連携備蓄とその他の備蓄の現況を県に報告するものとする。

（その他）

第11　この要領の実施に必要な事項及びこの要領に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附　　則

この要領は、平成１３年７月６日から施行することとする。

附　　則

この要領は、平成１９年４月１日から施行することとする。

附　　則

この要領は、平成２６年７月１６日から施行することとする。

附　　則

この要領は、平成２６年１２月１６日から施行することとする。

附　　則

この要領は、平成３１年３月１４日から施行することとする。

附　　則

この要領は、令和３年８月３１日から施行することとする。

（別紙）

連携備蓄する共通品目等

※　品目１～20：H30.10.1 時点のデータで算出
　　品目 21～22：R2.4.1 時点のデータで算出

品目	数値根拠			全体数量
	１人／日当たり単位数量①		②備蓄対象人数	（①×②）
１ 保存食 （一般用）	１人×健常者の割合×３食／１日 翌日の昼食からは救援分で対応 健常者の割合＝（１－災害時要援護者の割合） ＝ 0.650 １人×0.650 ×３食 ＝1.950 食		２万４千人 （鳥取県震災対策アクションプラン）	46,800 食 内、ｱﾚﾙｷﾞｰ対策食品 11,700食 ※全体の25%
2 災害時要援護者用保存食（アルファ米がゆ等）	１人×災害時要援護者の割合×３食／１日 災害時要援護者の割合とは 高齢者（65歳以上）　175,389人 乳幼児（0～2歳）　13,162人 計　188,551人 188,551人／県人口 560,517人 （平成30年度当時）≒ 0.350 １人×0.350 ×３食＝1.050 食		２万４千人	25,200食
3 粉乳・ 液体ミルク	粉乳	１人×乳児の割合×必要量／１日 乳児（０～１歳）　8,570 人 8,570 人／県人口560,517 人 (平成30年度当時)　＝ 0.0153 １日分@必要量300g／１缶（980g） ≒ 0.31缶 １人×0.0153×0.31 ＝0.005缶 ※保育所等における在庫等の利用等、確実に確保できる体制を整えた場合も備蓄として取り扱うことができる。	**２万４千人**	120缶 内、ｱﾚﾙｷﾞｰ対策食品12缶 ※全体の10%
	液体ミルク	※　国内での液体ミルクの製造・販売解禁に伴い、粉乳の一部を液体ミルクに置き換えて備蓄する。（※５参照）	**２万４千人**	６９６缶 （※５）
4 保存水 （ペットボトル）	必要量／１日 １人３リットル／１日 ※断水による被災者（６万４千２百人）への水の補給は別紙のとおり。		**２万４千人**	72,000ﾘｯﾄﾙ
5 飲料水用ポリタンク、給水パック(袋)	１人×１個／１世帯 １世帯(2.70人)に1個　１／2.70人 ＝0.37個		**２万４千人**	8,880個
6 哺乳ビン	哺乳瓶	１人×乳児の割合×１個／１人 １人×0.0153 ＝0.0153個	**２万４千人**	368個
	使い捨て哺乳瓶	液体ミルクの備蓄本数と同数の備蓄本数とする。	**２万４千人**	368個
7 トイレット	１人×４ロール／100人×必要量／１日		**２万４千人**	960ロール

ペーパー		100人で１日４ロール １人×４ロール／100人×１日＝ 0.04ロール		
8 生理用品		１人×生理用品が必要な人の割合×必要量／１日×生理用品が必要な日数	２万４千人	4,752個
		生理用品が必要な人の割合(12～50歳女性) 110,779人／県人口560,517人 (平成30年度当時)＝0.198 必要量／１日＝１人４個 生理用品が必要な日数＝７日／28日＝0.25 １人×0.198 ×４個×0.25 ＝0.198個		
9 折畳式簡易トイレ（パック式セット）	トイレ本体	１セット／50人	２万８千４百人	568セット（※１）
		避難所等における共同利用を想定(50人に１セット) １セット／50人＝0.02セット		
	収集袋及び凝固剤	１人×５セット/日	２万８千４百人	142,000袋（個）（※２）
		収集袋１袋と凝固剤１個を１セットとして取扱う。 １日目の下水道の機能支障人口分とする。 （トイレに支障ある在宅被災者についても配布）		
10 毛布		避難者数 × １枚	２万４千人	24,000枚
		避難所への避難者１人あたり１枚 24,000人×1枚/人 ＝ 24,000枚		
11 紙おむつ（大人用）		１人×排泄が自分１人でできない人の割合×必要量／１日	２万４千人	2,760枚
		県内要介護認定者 要介護３～５　　13,069人 13,069人／県人口560,517人 （平成30年度当時）＝0.023 必要量／１日＝１人５枚 １人×0.023×５枚 ＝ 0.115枚		
12 紙おむつ（子供用）		１人×乳幼児の割合×必要量／１日	２万４千人	2,880枚
		乳児（0～2歳）13,162人 13,162人／県人口560,517人 （平成30年度当時）＝0.024 必要量／１日＝１人５枚 １人×0.024×５枚＝0.120枚		
13 救急医療セット		１人×１セット（10人用）／１０世帯（≒30人）	２万４千人	888セット
		10世帯に1セット （≒避難所収容人員の最少30人程度） １世帯に負傷者が１人 １人×１セット／（2.70人×10世帯） ＝0.037セット		
14 懐中電灯（乾電池を含まない）		１人×１個／２世帯（2.70人×2世帯≒5人）	２万４千人	4,800個
		１人×1個／5 人＝0.2個		
15 ラジオ（乾電池を含		１人×1台／５世帯（≒15人）	２万４千人	1,776台
		5世帯に１台		

まない）	１人×１個／（2.70人×5世帯）＝0.074台		
16 乾電池(単１、単３)	１人当たりの懐中電灯・ラジオが使用できる最低数量 （例）懷中電灯@２本（単１） ラジオ@２本（単３） 0.2×２本＋0.074×２本＝0.548本	２万４千人	13,152本
17 ブルーシート(#3000)	平成２８年鳥取県中部地震において、発災初期の応急対策として必要だったと考えられる21,000枚を備蓄枚数とする。 規格 ・防水性を考慮し#3000とする ・大きさについては、用途や状況により必要サイズが変わることが想定されるため、3.6×5.4mを参考標準とする		21,000枚 （※ 3）
18 ロープ（シート張り、救助用）	100枚×１巻／10枚（10世帯≒30人）　／200人 200人当たり ロープ１巻（100m）、シート張10枚程度 100枚×1／10世帯／200人＝0.05巻 ※ビニールハウスロープに順次置き換える。	２万４千人	1.200巻
19 タオル	1枚／1人 １日目に避難される避難者全員に1枚ずつ配布 24,000人×１枚＝24,000枚	２万４千人	24,000枚
20 ウエットティッシュ	１袋（20枚入り以上）／1人又は2人 １　ウエットティッシュの標準規格 ・１袋当たりの容量（枚数）は20枚以上、シートサイズは　200×135㎜　以上を標準とする ・ノンアルコールタイプ（対人専用又は対人対物用）、雑貨品の汎用ウエットティッシュ（無香料）を標準とする ・未使用状態で約３年の保存が可能なものを標準とする ２　ウエットティッシュの備蓄数量 ・0～2歳児及び要介護者（大人用紙おむつ利用者）は１人１袋（20枚入り）を配布・それ以外の人は２人１袋（20枚入り）を目安とする	２万４千人	12,562袋 （※ 4）
21 衛生対策セット　①歯磨きシート	1日2回（朝晩など） 2枚／1人 （規格）備蓄数量のうち、要援護者用として35%以上はノンアルコールタイプのものとする。	２万４千人	48,000枚
②吸熱シート	避難者数×0.1 0.1枚／人 （規格）吸熱時間が8時間以上のもの。	2万4千人	2,400枚
③ラップ	1本／10人 幅30ｃｍ、長さ20ｍ以上の物を備蓄すること。	2万4千人	2,400本
④使い捨てスプーン	1日3食 3本／1人	2万4千人	72,000本
⑤割りば	1日3食	2万4千人	72,000膳

	し	3膳／1人		
	⑥アルコール消毒スプレー	2本／1避難所 アルコール濃度70%以上、容量300㎖以上	2万4千人	400本
	⑦ポリ袋	1枚／1人 （用途）個人用のゴミ袋等 （規格）縦200×横350以上	2万4千人	48,000枚
22 ブルーシート張りセット	①UV土のう	4枚／ブルーシート1枚 （規格） 縦600mm×横450mm以上、UV加工品		64,000枚
	②防水テープ	1巻／ブルーシート4枚 （規格） 気密防水テープ　幅50mm×長さ20mm		4,000巻
	③ビニールハウスロープ	18のロープから順次置き換える。 （規格） 幅10mm×長さ200mm以上、LDPE・HDPE複合品の農業用ハウス押さえベルト		1,200巻

※1　トイレ本体の備蓄数の根拠

（A）最大被害人口（33,000 人）÷（B）50 人/基－（C）県備蓄トイレ数（92 基）

・（A）最大被害人口

鳥取県地震津波被害想定調査　表 6.4.3 下水道被害予測結果 に基づく下水道の機能支障人口約 33,000 人を備蓄対象とする。

・（B）「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）に基づき、トイレの本体台数は 50 人当たり 1 基とする。

・（C）県備蓄トイレ数

仮設トイレ 47 基＋簡易トイレ 45 基＝92 基

33,000 人÷50-92 基＝568 基

※2　袋・凝固剤の備蓄数の根拠

（A）1 日目の備蓄対象人数×（B）5 回/人

・（A）1 日目の備蓄対象人数

最大被害人口（33,000 人）－県備蓄トイレ使用者数（92 基×50 人/基＝4,600 人）＝28,400 人

・（B）「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）に基づき、1 人当たりの 1 日のトイレ回数を 5 回とする。

28,400 人×5 回/人＝142,000 回分

※3　ブルーシート(#3000)の備蓄の根拠

【備蓄枚数】

平成２８年鳥取県中部地震において、発災初期（発災３日程度）の応急対策として必要だったと考えられる枚数を備蓄枚数とした。中部地震において必要だった枚数はさらに多いが、不足分については他県自治体等からの支援、協定締結企業、流通備蓄からの調達等により対応することとする。

【見直しにより県においても備蓄することとした経緯】

見直し前の防水シートは市町村において備蓄していただいていたが、市町村の負担を考慮し、見直し以前の備蓄枚数からの増加分（10,000 枚）のうち半分（5,000 枚）を県が備蓄することとした。

（防水シート：11,000 枚　⇒　ブルーシート(#3000)：21,000 枚）

※4　ウエットティッシュの備蓄数量の根拠

【ウエットティッシュの１人１日当たりの消費量の算出】

・0～2 歳児（乳幼児）、要介護者（大人用おしめ使用者）：お尻拭きとして使用

〇汚物のふきとり（１枚）＋仕上げふき（１枚）＝１回のおしめ交換で２枚必要

◎１日 10 回のおしめ交換と想定する場合、10 回×2 枚　＝20 枚　は必要

（社）日本衛生材料工業連合会より

新生児用Ｓサイズは尿がでたらすぐに取り換えるのが理想（１日 10～12 枚）

Ｍサイズからは昼間は３時間おき程度、夜間は７～８時間程度が目安（１日７～８枚）

・それ以外の人：食事前やトイレ使用後のお手拭、簡単な汚れ落としに使用

〇避難時の簡単な汚れおとし　１枚程度

〇朝昼晩の食事の前にお手拭として使用　３枚

〇トイレ使用後のお手拭として使用（１日平均６回以上）　６枚

◎１日 10 枚　は必要

【考え方の整理】

・消費量算出根拠より、

0～2 歳児及び要介護者の１人１日当たりの消費量を 20 枚

それ以外の人の消費量は 10 枚と想定

消費枚数の算出（最大避難者数 24,000 人に占める割合で想定）

対象者	対象者		必要枚数の想定
0～2 歳児	564 人	1,124 人	1,124 人×20 枚＝22,480 枚
要介護者 （大人用紙おむつ利用者）	560 人		
それ以外の人	22,876 人		22,876 人×10 枚＝228,760 枚
合計　251,240 枚　⇒　12,562 袋（20 枚入り）			

※５　液体ミルク導入にあたっての取扱い

【粉乳の一部の液体ミルクへの置き換え】

粉乳の備蓄目標数量を従来の２割を液体ミルクに置き換えて備蓄する。

ただし、15 町村は従来からの粉乳の備蓄割当が少ないため、上乗せで備蓄する。

【避難対象の乳児が１日に必要な液体ミルクの本数】

24,000（備蓄対象人数）×0.0153（乳児の割合）×６（必要量／１日）≒2200（１本＝240ml）

【液体ミルク備蓄数量】

備蓄及び運搬の際の容易さを踏まえ、一般的な飲料の１箱の本数である 24 本を最小単位として備蓄する。

（240ml 以外の製品については、240ml 相当量に換算した本数を必要数量とする。）

避難対象の乳児が１日に必要な液体ミルクの本数（下記参照＝2,200 本）の２割となる 444 本を各市町村の人口比で按分した数量から、１箱（24 本）単位で最も近い本数を備蓄目標数量とする

ただし、割当て本数が 24 本に満たない 15 町村については、一律に１箱（24 本）を備蓄する。

連携備蓄各市町村目標数

（令和２年１２月３１日現在）

※　保存食（乾パン等）は、目標数の２５％をアレルギー対策食品とする。
　　粉乳・ミルクは、目標数の１０％をアレルギー対策食品とする。

市町村	人口（人）	品目	保存食（乾パン等）	アルファ米	粉乳・ミルク	保存水	給水用ポリタンク	ほ乳瓶	トイレットペーパー	生理用品
	H30.10.1	人口比率(H30)	46800	25200	120	72000	8880	368	960	4752
鳥取市	190090	0.339133336	15874	8546	42	24419	3014	126	326	1611
米子市	148262	0.264509373	12379	6666	32	19045	2349	97	254	1257
倉吉市	47439	0.084634364	3961	2133	10	6094	752	31	81	402
境港市	33144	0.059131124	2767	1490	7	4257	525	22	57	281
岩美町	11108	0.019817419	927	499	2	1427	176	7	19	94
八頭町	16253	0.028996444	1357	731	3	2088	257	11	28	138
若桜町	3055	0.005450325	255	137	1	392	48	2	5	26
智頭町	6689	0.011933626	558	301	1	859	106	4	11	57
湯梨浜町	16238	0.028969683	1356	730	3	2086	257	11	28	138
三朝町	6205	0.011070137	518	279	1	797	98	4	11	53
北栄町	14406	0.025701272	1203	648	3	1850	228	9	25	122
琴浦町	16757	0.029895614	1399	753	4	2152	265	11	29	142
南部町	10615	0.018937873	886	477	2	1364	168	7	18	90
伯耆町	10737	0.01915553	896	483	2	1379	170	7	18	91
日吉津村	3573	0.006374472	298	161	1	459	57	2	6	30
大山町	15846	0.028270329	1323	712	3	2035	251	10	27	134
日南町	4316	0.007700034	360	194	1	554	68	3	7	37
日野町	2994	0.005341497	250	135	1	385	47	2	5	25
江府町	2790	0.004977548	233	125	1	358	44	2	5	24
合計	560517	1	46800	25200	120	72000	8880	368	960	4752

市町村	人口（人）	品目	簡易トイレ等		毛布	紙おむつ		救急医療セット	懐中電灯	ラジオ
			簡易トイレ	袋・凝固財		大人用	子ども用			
	H30.10.1	人口比率(H30)	568	142000	24000	2760	2880	888	4800	1776
鳥取市	190090	0.339133336	193	48158	8140	934	978	298	1628	603
米子市	148262	0.264509373	150	37560	6348	730	762	235	1270	470
倉吉市	47439	0.084634364	48	12018	2031	234	244	75	406	150
境港市	33144	0.059131124	34	8397	1419	163	170	53	284	105
岩美町	11108	0.019817419	11	2814	476	55	57	18	95	35
八頭町	16253	0.028996444	16	4117	696	80	84	26	139	51
若桜町	3055	0.005450325	3	774	131	15	16	5	26	10
智頭町	6689	0.011933626	7	1695	286	33	34	11	57	21
湯梨浜町	16238	0.028969683	16	4114	695	80	83	26	139	51
三朝町	6205	0.011070137	6	1572	266	31	32	10	53	20
北栄町	14406	0.025701272	15	3650	617	71	74	23	123	46
琴浦町	16757	0.029895614	17	4245	717	83	86	27	143	53
南部町	10615	0.018937873	11	2689	455	52	55	17	91	34
伯耆町	10737	0.01915553	11	2720	460	53	55	17	92	34
日吉津村	3573	0.006374472	4	905	153	18	18	6	31	11
大山町	15846	0.028270329	16	4014	678	78	81	25	136	50
日南町	4316	0.007700034	4	1093	185	21	22	7	37	14
日野町	2994	0.005341497	3	758	128	15	15	5	26	9
江府町	2790	0.004977548	3	707	119	14	14	4	24	9
合計	560517	1	568	142000	24000	2760	2880	888	4800	1776

市町村	人口（人）	品目	乾電池	ブルーシート#3000	ロープ	タオル	ウェットティッシュ
	H30.10.1	人口比率(H30)	13152	16000	1200	24000	12562
鳥取市	190090	0.339133336	4460	5428	406	8140	4259
米子市	148262	0.264509373	3479	4232	317	6348	3323
倉吉市	47439	0.084634364	1113	1354	102	2031	1063
境港市	33144	0.059131124	778	946	71	1419	743
岩美町	11108	0.019817419	261	317	24	476	249
八頭町	16253	0.028996444	381	464	35	696	364
若桜町	3055	0.005450325	72	87	7	131	68
智頭町	6689	0.011933626	157	191	14	286	150
湯梨浜町	16238	0.028969683	381	464	35	695	364
三朝町	6205	0.011070137	146	177	13	266	139
北栄町	14406	0.025701272	338	411	31	617	323
琴浦町	16757	0.029895614	393	478	36	717	376
南部町	10615	0.018937873	249	303	23	455	238
伯耆町	10737	0.01915553	252	306	23	460	241
日吉津村	3573	0.006374472	84	102	8	153	80
大山町	15846	0.028270329	372	452	34	678	355
日南町	4316	0.007700034	101	123	9	185	97
日野町	2994	0.005341497	70	85	6	128	67
江府町	2790	0.004977548	65	80	6	119	63
合計	560517	1	13152	16000	1200	24000	12562

市町村	人口（人）	品目	衛生対策セット							ブルーシート張りセット		
			歯磨きシート	吸熱シート	ラップ	使い捨てスプーン	割りばし	アルコール消毒スプレー	ゴミ袋	UV土嚢	防水テープ	ビニールハウスロープ
	R2.4.1	人口比率（Ｒ２）	48,000	2,400	2,400	72,000	72,000	400	24,000	64,000	4,000	1,200
鳥取市	187,829	0.340	16,329	815	815	24,490	24,490	135	8,165	21,768	1,360	407
米子市	146,990	0.266	12,777	639	639	19,165	19,165	106	6,388	17,036	1,065	319
倉吉市	46,598	0.084	4,050	203	203	6,076	6,076	34	2,025	5,401	338	101
境港市	32,642	0.059	2,837	142	142	4,256	4,256	24	1,419	3,783	236	71
岩美町	10,833	0.020	942	47	47	1,412	1,412	8	471	1,256	78	24
八頭町	15,788	0.029	1,372	69	69	2,059	2,059	11	686	1,830	114	34
若桜町	2,903	0.005	252	13	13	379	379	2	126	336	21	6
智頭町	6,468	0.012	562	28	28	843	843	5	281	750	47	14
湯梨浜町	16,003	0.029	1,391	70	70	2,087	2,087	12	696	1,855	116	35
三朝町	6,057	0.011	526	26	26	790	790	4	263	702	44	13
北栄町	14,111	0.026	1,227	61	61	1,840	1,840	10	613	1,635	102	31
琴浦町	16,373	0.030	1,423	71	71	2,135	2,135	12	712	1,898	119	36
南部町	10,375	0.019	902	45	45	1,353	1,353	8	451	1,202	75	23
伯耆町	10,587	0.019	920	46	46	1,380	1,380	8	460	1,227	77	23
日吉津村	3,480	0.006	302	15	15	454	454	3	151	403	25	8
大山町	15,534	0.028	1,350	68	68	2,025	2,025	11	675	1,800	113	34
日南町	4,120	0.007	358	18	18	537	537	3	179	478	30	9
日野町	2,864	0.005	249	12	12	373	373	2	124	332	21	6
江府町	2,654	0.005	231	12	12	346	346	2	115	308	19	6
合計	552,209	1.000	48,000	2,400	2,400	72,000	72,000	400	24,000	64,000	4,000	1,200

資料１－２－９－１

西部消防局の組織と消防力の現況

１．西部消防局組織図

（令和２年１２月３１日現在）

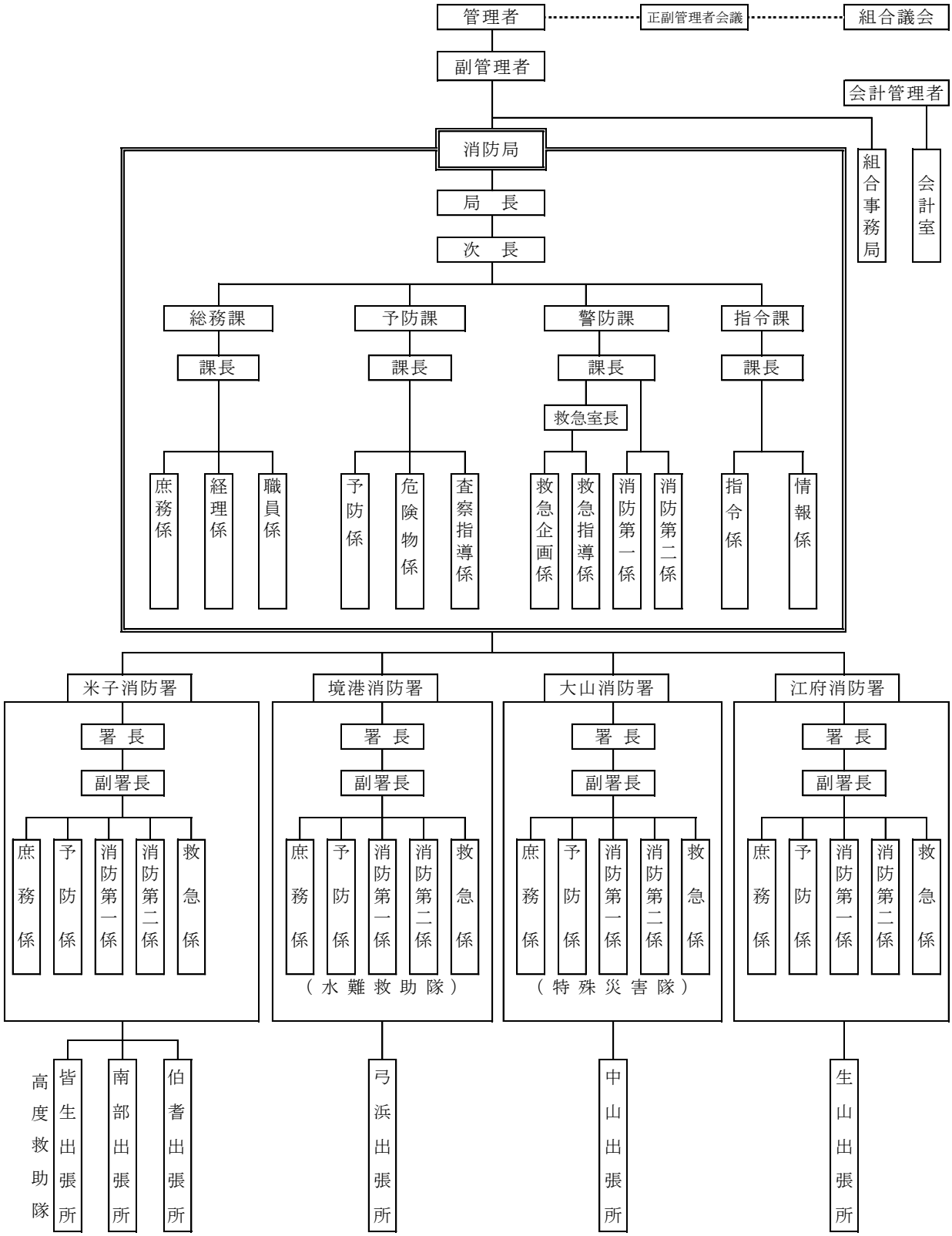

２．西部消防局の消防力の現況

（令和２年１２月３１日現在）

区　分	消　防　吏　員（人）				
	消防正監	消 防 監	消防司令長	消防司令	消防司令補
実　員　数	１	３	１９	７４	７５
西部消防局	１	２	６	１７	１１
米子消防署		１	３	２０	３５
境港消防署			３	１３	１３
大山消防署			２	１２	８
江府消防署			２	１２	８

区　分	消防士長	消防副士長	消　防　士	事務吏員	合　計
実　員　数	５１	３６	５６	１	３１３
西部消防局	３			１	４１
米子消防署	２６	１２	２１		１１８
境港消防署	１３	７	１２		６１
大山消防署	４	９	１１		４６
江府消防署	５	８	１２		４７

区　　分	ポンプ車	タンク車	化学車	梯子車	救助工作車	救急車
西部消防局						２
米子消防署	９	２	１	２	１	５
境港消防署	４	１	２	１	１	３
大山消防署	３	１				２
江府消防署	３	１			１	２

区　分	指揮車	査察・広報車	作業車	資機材搬送車	その他車両
西部消防局	１	６	１		４
米子消防署	１	７		１	
境港消防署	１	２			２
大山消防署	１	２			
江府消防署	１	２			

資料１－２－９－２

境港市消防団の組織と消防力の現況

１．境港市消防団組織図

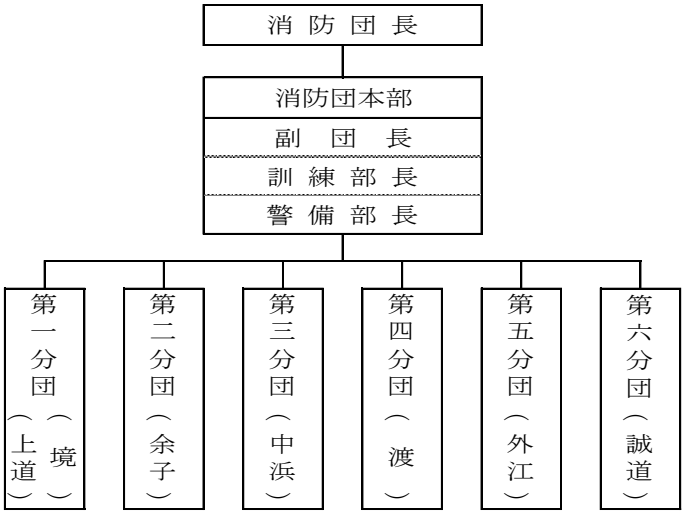

２．境港市消防団の消防力の現況

（令和２年１２月３１日現在）

区　分	消　防　団　員（人）								合　計
	団長	副団長	団部長	分団長	副分団長	分団部長	班長	団員	
定　員　数	１	２	２	６	６	７	１４	７８	１１６
実　員　数	１	２	２	６	６	７	１３	７１	１０８
消防団本部	１	２	２					５	１０
第１分団				１	１	２	４	１４	２２
第２分団				１	１	１	２	１１	１６
第３分団				１	１	１	２	１２	１７
第４分団				１	１	１	１	７	１１
第５分団				１	１	１	２	９	１４
第６分団				１	１	１	２	１３	１８

※各分団にポンプ車を１台ずつ配備

資料１－２－９－３

消防水利の現況

（令和２年１２月３１日現在）

区　分	防火水槽	水道消火栓	掘抜消火栓	合　　計	プール	備　考
基準数	基	基	基	４６５基	－	
現有数	５８	５３２	３２	６２２	１２	

（注）１．「防火水槽」については、容量が４０㎥以上のものとする。

２．「消火栓」については、７５㎜以上の配水管に設置されているものとする。

資料１－２－１３－１

指定避難所一覧

（令和２年１２月３１日現在）

指定避難所一覧

※1　計画収容人員は、一人当たりの面積を3㎡として算定。
※2　指定避難所と緊急指定避難場所は相互に兼ねることができる。

地区	NO	指定避難所 施設名	所在地	避難場所	計画収容人数（※1）	電話番号	設備 設暖備房	設冷備房	トイレ	多目的トイレ	兼.緊急指定避難場所（※2）
境	1	境公民館	湊町1	集会室等部屋	170	45-0903	○	○	○		○
	2	境小学校	湊町27	体育館	260	42-3701	○				○
				教室等部屋	910		○	○	○		
	3	境西地区学習等共用施設（しおさい会館）	大正町97-1	集会室等部屋	80	42-5180	○	○	○	○	
	4	境東地区学習等共用施設（なぎさ会館）	上道町1989-5	集会室等部屋	100	44-7280	○	○	○	○	
上道	5	第一中学校	上道町1840	体育館	260	42-3711	○				○
				教室等部屋	860		○	○	○	○	
	6	上道公民館	上道町3186	集会室等部屋	80	44-2183	○	○	○	○	○
	7	上道小学校	上道町3026	体育館	200	42-2574	○				○
				教室等部屋	440		○	○	○		
				クラブハウス	90		○	○	○	○	
	8	境高等学校	上道町3030	体育館	890	44-0441			○	○	○
				教室等部屋	1,260		○	○	○	○	
余子	9	市民体育館	中野町1900	体育館	850	42-6770	○	○	○	○	○
	10	余子公民館	竹内町393-2	集会室等部屋	100	45-0728	○	○	○	○	○
	11	あがりみち保育園	中野町168	遊戯室	30	45-0656	○	○	○		○
				保育室等	80		○	○	○		
	12	こども支援センター	竹内町550-2	指導室	30	45-0116	○	○	○		○
				会議室	50		○	○	○		
	13	境港総合技術高等学校	竹内町925	体育館	650	45-0411			○		○
				教室等部屋	480		○	○	○	○	
	14	第二中学校	竹内町2438	体育館	260	45-0911	○				○
				教室等部屋	1,200		○	○	○	○	
	15	余子小学校	竹内町3117	体育館	200	45-0804	○				○
				教室等部屋	690		○	○	○	○	
	16	第二市民体育館	中野町2035	体育館	420	42-6770			○	○	
	17	老人福祉センター	竹内町40	集会室等部屋	70	45-2468	○	○	○	○	
誠道	18	誠道公民館	誠道町220-3	集会室等部屋	100	45-5392	○	○	○		○
	19	旧誠道小学校	誠道町2062	体育館	190	45-6361	○				○
				教室等部屋	530		○	○	○		
中浜	20	中浜公民館	財ノ木町668	集会室等部屋	150	45-0207	○	○	○	○	○
	21	しらぎく会館	小篠津町450	集会室等部屋	80	45-2847	○	○	○		
	22	なかはま保育園	小篠津町820	遊戯室	40	45-0208	○	○	○		○
				保育室等	60		○	○	○		
	23	幸神体育館	小篠津町19	体育館	140	—			○		
	24	地域子育て支援センター	幸神町952	遊戯室	30	21-8103	○	○	○		○
				保育室	80		○	○	○		
	25	中浜小学校	麦垣町432	体育館	200	45-0711	○				○
				教室等部屋	560		○	○	○	○	
渡	26	渡公民館	渡町1356-1	集会室等部屋	100	45-0903	○	○	○	○	○
	27	渡小学校	渡町901	体育館	150	45-0354	○				○
				教室等部屋	590		○	○	○		
	28	渡体育館	渡町1417-3	体育館	230	—			○	○	
	29	わたり保育園	渡町1342-1	遊戯室	40	45-0656	○	○	○		○
				保育室等	80		○	○	○		
外江	30	外江公民館	外江町2062-1	集会室等部屋	90	42-3204	○	○	○	○	○
	31	第三中学校	外江町1372	体育館	210	42-6663	○				○
				教室等部屋	810		○	○	○		
	32	外江小学校	外江町2105	体育館	210	42-3235	○				○
				教室等部屋	640		○	○	○	○	
合計					16,020						

※ 市民交流センターについては、建設後に指定避難所に指定する予定

指定緊急避難場所（津波）一覧

（令和２年１２月３１日現在）

※ 計画収容人員は、一人当たりの面積を1m2として算定。

地区	No	津波避難ビル、場所			計画収容人員（※）	避難可能時間	兼・指定避難所
		名称	所在地	避難に供する場所			
境	1	流通会館	昭和町9-33	3階、屋上	911	24時間	
	2	境港港湾合同庁舎	昭和町9-1	屋上	300	24時間	
	3	台場公園高台	花町10	高台	1,950	24時間	
	4	境公民館	湊町1	2階、3階	447	24時間	○
	5	境小学校	湊町27	2階、3階	3,116	24時間	○
	6	共和水産（株）	栄町65	3階、4階	750	営業時間内	
	7	境港海陸運送（株）	大正町43	2階	202	営業時間内	
	8	みなとさかい交流館	大正町215	2～4階、屋上	1,372	24時間	
	9	鳥取県済生会境港総合病院	米川町44	外来棟2階会議室、周辺廊下	200	24時間	
	10	鳥取県済生会地域ケアセンター	蓮池町78-1	2階食堂談話室	199	24時間	
	11	市場医院	馬場崎町177	2階、3階、屋上	400	開業時間内	
	12	いきいきケアホーム境港	馬場崎町312	3階食堂	126	24時間	
	13	美哉幼稚園	明治町175	2階、屋上	300	24時間	
	14	県営弥生団地1・2・3	弥生町213	3階以上の階段室	48	24時間	
	15	堀田石油㈱本社	弥生町206	2階（廊下、会議室）、屋上	280	営業時間内	
上道	16	新さかい幸朋苑	上道町2053-1	2階、3階、屋上	2,645	24時間	
	17	第一中学校	上道町1840	2階、3階	2,454	24時間	○
	18	元町病院	上道町1895-1	2～5階	2,547	24時間	
	19	介護老人保健施設　花の里	上道町1959-1	2～4階	2,687	24時間	
	20	ダイソー境港店	上道町433-1	2階	570	営業時間内	
	21	境港市役所	上道町3000	2階、3階、屋上	2,182	24時間	
	22	上道小学校	上道町3026	2階、3階	1,740	24時間	○
	23	境高等学校	上道町3030	2階、3階	4,662	24時間	○
	24	県営上道団地	上道町3353-5	3階廊下	68	24時間	
	25	市営上道団地	上道町3563	2～4階（通路等の共用部分）	1,425	24時間	
	26	上道公民館	上道町3186	2階	144	24時間	○

地区	No	津波避難ビル、場所			計画収容人員（※）	避難可能時間	兼・指定避難所
		名称	所在地	避難に供する場所			
余子	27	文化ホール	中野町2050	屋上	960	24時間	
	28	清掃センター	中野町2080	2階、3階	252	開業時間内	
	29	余子小学校	竹内町3117	2階、3階	2,316	24時間	○
	30	境港総合技術高等学校	竹内町925	2階、3階	6,041	24時間	○
	31	第二中学校	竹内町2438	2階、3階	2,353	24時間	○
	32	合同宿舎美保住宅	美保町309-8	2～3階（階段、踊り場）	42	24時間	
	33	県営美保団地	美保町274-31	3階の廊下	130	24時間	
	34	（株）上組境港物流センター	竹内団地76	2～4階	825	営業時間内	
	35	フジッコフーズ（株）	竹内団地271	3階大会議室	100	営業時間内	
	36	県営住宅高松団地	美保町541-4	3階以上の階段室	48	24時間	
	37	余子公民館	竹内町393-2	2階	211	24時間	○
	38	市民体育館	中野町1900	2階	236	開館時間内	○
誠道	39	さかい幸朋苑	誠道町2083	2～4階	1,329	24時間	
	40	（旧）誠道小学校	誠道町2062	2階、3階	1,770	24時間	○
	41	市営第二夕顔団地①	誠道町94-4	2～4階（通路等の共用部分）	54	24時間	
	42	市営第二夕顔団地②	誠道町162	2～4階（通路等の共用部分）	162	24時間	
	43	合同宿舎誠道住宅	誠道町224-2	2～5階（階段、踊り場）	56	24時間	
	44	誠道公民館	誠道町220-3	2階	152	24時間	○
	45	県営誠道団地	誠道町229	3階廊下	218	24時間	
	46	市営夕顔団地	高松町937-4他	2～3階（通路等の共用部分）	400	24時間	
中浜	47	ホテルエリアワン境港マリーナ	新屋町3268	2～8階	2,000	24時間	
	48	中浜小学校	麦垣町432	2階、3階	1,487	24時間	○
	49	中浜ケアパートナーズ	財ノ木町562	2階	436	24時間	
	50	中浜公民館	財ノ木町668	2階	208	24時間	○
	51	下水道センター	佐斐神町545	2階、屋上	273	24時間	
	52	米子空港ターミナルビル	佐斐神町1634	2階、3階展望デッキ	1,770	24時間	
	53	中浜サントピア	小篠津町1548-2	高台	3,330	24時間	
	54	市民の森	幸神町907-1	高台	3,930	24時間	
	55	小篠津町宿舎	小篠津町2258	3～5階（階段等）	1,308	24時間	
	56	竜ヶ山公園	三軒屋町4043-5	高台	2,800	24時間	
	57	県営夕日ヶ丘団地	夕日ヶ丘1丁目187	3階廊下	105	24時間	

地区	No	津波避難ビル、場所			計画収容人員（※）	避難可能時間	兼・指定避難所
		名称	所在地	避難に供する場所			
渡	58	リサイクルセンター	夕日ヶ丘2丁目119-6	2階	92	開業時間内	
	59	親水公園高台	夕日ヶ丘2丁目209	高台	3,250	24時間	
	60	渡公民館	渡町1356-1	2階	148	24時間	○
	61	市営渡団地	渡町1363-3	2～4階（通路等の共用部分）	150	24時間	
	62	高尾山分屯基地渡宿舎	渡町1866-1	2～4階（通路等の共用部分）	69	24時間	
	63	鳥取西部農協境港支所	渡町1897	2階	424	営業時間内	
	64	山陰アシックス工業（株）	渡町2900	3階	375	営業時間内	
	65	渡小学校	渡町901	2階、3階	1,784	24時間	○
	66	ビレッジハウス境港第三	渡町1370-3	2～5階（通路等の共用部分）	160	24時間	
	67	県営住宅渡団地	渡町1363-2	3階以上の階段室	180	24時間	
外江	68	外江公民館	外江町2062-1	2階	181	24時間	○
	69	外江小学校	外江町2105	2階、3階	2,170	24時間	○
	70	第三中学校	外江町1372	2階、3階	2,379	24時間	○
	71	市営外江団地	外江町3266-5	2～4階（通路等の共用部分）	60	24時間	
	72	県営外江団地2・4	外江町2368-1	3階以上の階段室	48	24時間	
合計					78,497		

※ 市民交流センターについては、建設後に指定緊急避難所（津波）に指定する予定

福祉避難所一覧

（令和３年４月１日現在）

法人名	施設名	所在地	収容人数	対象
社会福祉法人こうほうえん	さかい幸朋苑	誠道町 2082 誠道町 2083	１４人	高齢者
	新さかい幸朋苑	上道町 2053-１	１６人	
	みなと幸朋苑	上道町 2053-6	１０人	
鳥取県済生会地域ケアセンター	介護老人保健施設はまかぜ	蓮池町 78-１	１０人	
介護老人保健施設花の里	介護老人保健施設花の里	上道町 1959-１	１０人	
社会福祉法人境港福祉会	グループホーム夕日ヶ丘	夕日ヶ丘２丁目 100	１０人	
	グループホーム夕日ヶ丘二番館	夕日ヶ丘２丁目 92		
	デイサービスセンター夕日ヶ丘	夕日ヶ丘２丁目 92		
社会福祉法人しらゆり会	障害者支援施設光洋の里	渡町 2480	１０人	障がい者
	生活介護事業所さざなみ	渡町 2480		
株式会社旅籠屋	ファミリーロッジ旅籠屋境港店	上道町 2174-１	指定避難所での避難生活が困難な方	

資料１－２－２０－１

災害発生時におけるヘリコプター離着陸場の候補地

（令和３年４月１日現在）

名　　称	所　在　地	広さ（m）	備　　考
渡　小　学　校	渡町９０１	８４×１２４	グラウンド
竜　ヶ　山　球　場	渡町９６	９５×１００	野球場
竜ヶ山陸上競技場	三軒屋町４０４３－５	９０×１００	競技場
ス　ポ　ー　ツ　広　場	夕日ヶ丘１丁目4133－9	９５×３００	グラウンド
外　江　小　学　校	外江町２１０５	７２×１２０	グラウンド
第　三　中　学　校	外江町１３７２	９４×１４０	グラウンド
境　小　学　校	湊町２７	７４×１０４	グラウンド
台　場　公　園	花町１０	８０×１００	公園内敷地
上　道　小　学　校	上道町３０２６	５４×　８０	グラウンド
第　一　中　学　校	上道町１８４０	９０×　９４	グラウンド
境　高　等　学　校	上道町３０３０	１２６×２４８	グラウンド
余　子　小　学　校	竹内町３１１７	６６×　８８	グラウンド
第　二　中　学　校	竹内町２４３８	８６×１３８	グラウンド
境港総合技術高等学校	竹内町９２５	１２０×１７０	グラウンド
境　港　消　防　署	中野町２１１６	３８×　７５	駐車場
（旧）誠道小学校	誠道町２０６２	５８×１０６	グラウンド
中　浜　小　学　校	麦垣町４３２	７２×１０６	グラウンド
中浜サントピア	小篠津町１５４８－２	５０×１００	グラウンド

資料１－２－２５－１

自主防災組織一覧

（令和２年１２月３１日現在）

No.	地区	名　　称	結成年月日
1	渡	渡町 11・18 区防災会	H9.2.1
2		渡町４・５区防災会	H9
3		渡町１６区防災会	H9.9
4		渡町１９区防災会	H10.10.1
5		渡町６区自治会防災部	H16.1.11
6		渡町３区自治会防災部	H16.2.4
7		渡町１区自治会防災部	H16.2.9
8		西森岡自治会防災部	H26.3.28
9		渡町八区自治会防災部	H26.4.1
10		渡町第２区自主防災会	H28.1.24
11		渡町第７区自主防災会	H29.1.8
12	外江	芝町自治会防災部	H17.4.1
13		清水町自治会防災部	H18.1.1
14		外江西灘自治会防災部	H25.4.14
15		白尾自治会防災部	H25.6.21
16		外江町東自治会防災部	H25.9.20
17		外江地区みなみ自治会防災部	H25.10.21
18		中町自治会防災部	H26.4.21
19		外江町中央自治会防災部	H26.12.10
20	境	明治町防災会	H9.4.13
21		米川町防災会	H9.4.21
22		松ヶ枝町防災会	H10.10
23		湊町自治会防災部	H18.7.9
24		弥生町自治会防災部	H21.4.19
25	上道	上道町１区自治会防災部	H24.4.7
26		上道町２区自治会防災部	H24.4.8
27		上道町第３区自治会防災部	H24.4.8

28	上道	上道町５区自治会防災部	H24.4.10
29		上道町４区自治会防災部	H24.4.15
30		上道町６区自治会防災部	H24.4.19
31		上道町８区自治会防災部	H24.4.23
32		上道町７区自治会防災部	H24.8.6
33	余子	美保町自治会防災部	H17.4.25
34		高松町自治会防災部	H17.10.1
35		竹内町自治会防災部	H17.10.6
36		福定町自治会防災部	H23.10.6
37		中野町自治会防災部	H25.12.13
38	中浜	新屋町自治会自主防災部	H16.10.1
39		麦垣町自治会防災部	H16.10.1
40		三軒屋町自治会防災部	H16.10.1
41		幸神町自治会防災部	H16.10.1
42		小篠津町自治会防災部	H16.10.1
43		財ノ木町自治会防災部	H16.10.1
44		夕日ヶ丘１丁目自治会防災部	H20.6.1
45	誠道	誠道町七区自主防災部会	H26.8.18
46		誠道町三区自治会防災部	H26.9.18
47		誠道六区自治会防災部	H27.3.22
48		誠道町二区自治会防災部	H27.4.20
49		夕顔自治会防災部	H28.3.27
50		誠道町一区自治会防災部	H28.4.1
51		誠道町１９区自主防災部	H28.11.11

資料１－２－ ２９－１

市内建設業者一覧表

（令和３年４月１日現在）

業　　者　　名	所　　在　　地	電話番号
㈲足立組	外江町２１５２－１	４２－２４８０
㈲足立道路	中野町５４３７	４２－６６２１
㈱三谷組	福定町６７１－１	４４－０２９４
㈱木下建設	外江町２０５６－１	４４－１５５１
㈲北野建築工業	中野町５２６１	４２－４０６０
㈲グリーンアート	渡町１９５９－１	４５－２３８６
コーワ建設㈲	高松町１２２３	４５－４１２２
㈲環建	中野町１８００－１	４４－６８６８
境港土建㈱	西工業団地１４５	４４－５６１１
㈲佐藤建設	外江町３２５６	４４－６３１１
佐藤産業㈲	外江町３６９７－１０	４４－３６８６
三協建設㈱	元町１０８	４４－２４０１
環境緑地㈱	西工業団地６７－２	４７－０２４７
㈲角建設	外江町３２５５	４２－３４５４
㈲大栄建設工業	中野町３１３５	４２－６２２９
㈱タナカ技建	竹内団地１０６	４５－５５０１
㈲隼建設	大正町９	４２－２４２７
㈱松本組境港支店	竹内団地６７	４５－７０６０
㈱箕矢組	渡町８２７－１６	３０－３２４０
美保テクノス㈱　境港営業所	中野町３３０５	４４－２１０４
㈱リンクス	蓮池町５０－１	４２－５３３５
㈱平田組　境港出張所	上道町３７３７	４４－６３３１
足立燃料㈲	幸神町１５４	４５－２１３１
㈲境港板金	渡町２１３３－２	４５－５３４３
㈱西村工業	元町１８７８	４４－４５１０
㈱エナテクス　境港支社	入船町２－６	４６－０３００
岡田電工㈱　境港営業所	上道町３３０６	４４－６２６１
㈲酒井電気	渡町２３４５－１	４９－１１９１
㈲境電工	外江町２３７４	４４－０１５５
境港海上無線㈱	栄町１７	４２－２４４９
㈱三徳興産　境港営業所	高松町８５５－７	４５－４８８７
曽我工業㈱　境港営業所	上道町３２９７	４４－３８８０
㈱シンセイ　境港出張所	外江町２２６２－１	３０－４７５０
㈱中電工　境出張所	清水町８８８	４４－０３７５
野々村電気工業㈱	大正町５８	４２－２２５９
㈲橋本工業所	小篠津町２５７－１	４５－３２３０
米子ガス産業㈱　境港営業所	元町１３０－２	４４－８６５０
㈲佐々木組　境港営業所	高松町８５５－７	４５－４０９６
友貴建設㈱	湊町１７４	２１－８７０３
㈱境栄工業	渡町１６０８－１	２１－０４１７
大亜通信工業㈱	渡町３６２５	４５－４６５６
大山電気㈱　境港営業所	中野町３３０５	３０－４４５９
新和産業㈱	元町１２４-１	４２－６６６１
㈲真路工業	竹内町１３９	４５－４２６５
㈲清水塗工	上道町２０２３－７	４４－０１３７
㈱ラコム	渡町３６２５	４５－６６５２
㈲ダイトク	森岡町９２０	４５－３０００
㈲道田建設	芝町５４５－５	４４－４１６６

※ 令和３・４年度境港市建設工事入札参加資格者名簿（市内業者・準市内業者）による。

資料２－２－４－１

雨量・水位等の観測施設

１　雨量観測所

観測所	所 在 地	種　類	管　理　者	観測担当者	電　　話
境	境港市東本町	特別地域 気象観測所	気　象　庁 （鳥取地方気象台）	鳥取地方 気象台職員	0857-29-1311

２　検潮所

港湾名	所 在 地	種　類	管　理　者	観測担当者	電　　話
境港	境港市岬町	津波データ 送信装置	気 象 庁	鳥取地方 気象台職員	0857-29-1311

３　水位観測所

河川名	所 在 地	種　類	管　理　者	観測担当者	電　　話
斐伊川 （中海）	中海湖心	潮位観測	出雲河川事務所	出雲河川 事務所職員	0853-21-1850

資料２－２－５－１

気象庁震度階級関連解説表

＜使用にあたっての留意事項＞

（１）気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

（２）地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

（３）震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

（４）この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

（５）この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

（６）この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用　語	意　　味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。 眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。 歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。 歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転してい て、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 電柱が揺れるのがわかる。 道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。 据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する 建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建 物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	―	壁などに軽微なひび割れ･亀裂がみられることがある。
５強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ･亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
７	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和５６年（１９８１年）以前は耐震性が低く、昭和５７年（１９８２年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地)、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成２０　年（２００８年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	―	壁、梁（はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり)、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
７	壁、梁（はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 １階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり)、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和５６年（１９８１年）以前は耐震性が低く、昭和５７年（１９８２年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面の状況
５弱	亀裂※１　や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※１　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※２　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※３　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料２－２－６－１

被害程度の認定基準（その１）

区分		基準
人	死者	当該被害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いもある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	**居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の５０％以上７０％未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が４０％以上５０％未満のものとする。**
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとする。
	準半壊	**住家が半壊に準ずる程度の損壊を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の１０％以上２０％未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が１０％以上２０％未満のものとする。**
	一部破損	全壊 、**大規模半壊**、半壊**及び準半壊**にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。 ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが・土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
その他	田の流失･埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。

被害程度の認定基準（その２）

区　　分		基　　準
その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道　　路	道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河　　川	河川法（昭和３９年法律第１６７号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港　　湾	港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、繋留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂　　防	砂防法（明治３０年法律第２９号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電　　話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電　　気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水　　道	上水道分は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ　　ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石数の箇所数とする。
	空　　港	空港整備法（昭和３１年法律第８０号）第５条に規定する施設
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹　災　者	り災世帯の構成員とする。

被害程度の認定基準（その３）

区　　分		基　　準
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	上記４施設の区分上の注意	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	その他	備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

資料２－２－７－１

無線施設の設置状況

（令和２年１２月３１日現在）

種　　別	設　置　場　所	設　置　場　所
親　　局	境港市役所	
遠 隔 制 御 局	境港市役所宿直室	新屋町会館
	境公民館	麦垣町会館
	上道公民館	財ノ木町会館
	余子公民館	幸神町会館
	誠道公民館	三軒屋町会館
	中浜公民館	清水町会館
	渡公民館	中野町会館
	外江公民館	竹内町会館
	鳥取県西部広域行政管理組合消防局	高松町会館

地区	No.	屋外子局設置場所	ｱﾝｻｰﾊﾞｯｸ局	地区	No.	屋外子局設置場所	ｱﾝｻｰﾊﾞｯｸ局
境	1	全漁連油槽所前		余子	23	中野西公園	○
	2	昭和町合同庁舎西			24	中野町会館	
	3	水産加工汚水処理場			25	中野海浜公園	○
	4	台場公園	○		26	福定町会館	
	5	朝日町岸壁			27	余子公民館	○
	6	日ノ出公園	○		28	第２中学校	○
	7	境公民館	○		29	竹内町会館	
	8	しおさい会館			30	老人福祉センター	○
	9	済生会病院東			31	美保町会館	
	54	昭和町鳥取県漁連			32	高松地区スポーツ広場	
	62	弥生公園	○		33	高松町会館	
	63	深田川団地２号公園			57	竹内団地西	
	73	下の川２号公園			58	竹内団地中央	
	80	なぎさ会館			59	竹内団地東	
	A1	境港市役所 屋上(境)			64	市民体育館	
	20	上道公民館	○		65	福定神社	

上道	21	第１中学校			66	夢みなと公園	
	22	あがりみち保育園	○	誠道	34	誠道公民館	○
	79	下水道中継ポンプ場			35	薮田公園	○
	Ａ２	境港市役所 屋上(上道)					
渡	43	旧西森岡会館		中浜	10	三軒屋町北	
	44	西森岡会館			11	三軒屋町会館	
	45	東森岡会館			12	つばさ保育園	○
	46	第３中学校	○		13	幸神１号公園	○
	47	渡１６区会館(渡)			14	新屋町南	
	48	渡１区会館			15	新屋町会館	
	49	渡公民館	○		16	麦垣町会館	
	50	渡漁港			17	小篠津町会館	
	51	渡２区会館			18	財ノ木町会館	
	52	竜ケ山球場	○		19	ＪＡｻｰﾋﾞｽ中浜給油所西	
	55	境ニュータウン			53	竜ヶ山隊内官舎	
	60	中海干拓地北側			69	三軒屋(夕日ケ丘)	
	61	中海干拓地南側			70	小篠津(夕日ケ丘)	
	67	渡１１区会館			74	新屋町北	
	68	夕日ケ丘団地			75	中浜小学校	
	72	東森岡北			76	財ノ木町東	
外江	36	清水町会館			77	幸神２号公園	
	37	外江公民館	○		78	三軒屋町南	
	38	元外江町役場跡					
	39	木工団地木工センター南					
	40	外江保育園	○				
	41	芝町会館					
	42	県営住宅外江団地					
	56	渡１６区会館(外江)					
	71	旧わかまつ幼稚園					

移動系防災行政無線施設

種　　別	設　置　場　所	種　　別	設　置　場　所
基　地　局	境港市役所	陸上移動局(携帯型)	自治防災課 １台
陸上移動局(車載型)	自治防災課公用車 １台	陸上移動局(携帯型)	境港消防署 １台
陸上移動局(車載型)	管理課課公用車 １台	陸上移動局(携帯型)	境港市消防団 ８台
陸上移動局(車載型)	公用車 １台	陸上移動局(携帯型)	総務課 １台

資料２－２－７－２

有線放送施設の設置状況

（令和２年１２月３１日現在）

地　区	放送施設設置場所	管　理　者	放送範囲
渡	渡１区会館	渡町１区自治会	渡町１区
	渡４区会館	渡町４区自治会	渡町４区
	渡８区会館	渡町８区自治会	渡町８区
外江	芝町会館	芝町自治会	芝町
境	本町アーケード商店街	本町会	本町
	旧やよい駐車場内小屋	元町自治会	元町
	湊町自治会館	湊町自治会	湊町
余子	中野町会館	中野町自治会	中野町
	竹内町会館	竹内町自治会	竹内町
	美保町会館	美保町自治会	美保町
	高松町会館	高松町自治会	高松町
中浜	財ノ木地区学習等供用施設	財ノ木町自治会	財ノ木町
	小篠津町会館	小篠津町自治会	小篠津町

資料２－２－７－３

広報車保有状況

（令和２年１２月３１日現在）

機関名	台数	所　　属　（台数）
境　港　市	3	~~自治防災課（１）~~、総務課（~~２~~ ３）
境港消防署	１	

資料２－２－１０－１

市内建設業者等の建設機械等の保有状況

（令和２年１２月３１日現在）

番号	建設業者等	グレーダー	タイヤショベル	バックホウ	トラック	ダンプトラック	ユニック車
1	㈲足立組		1	2		2	1
2	㈲足立道路	1	2	1	4	5	
3	㈱三谷組		1	2			
4	㈱木下建設					1	1
5	㈲北野建築工業						
6	㈲グリーンアート			1		2	
7	コーワ建設㈲		1	2	1	2	1
8	㈲環建		1	1		2	1
9	境港土建㈱				9		
10	㈲佐藤建設		1	2		2	1
11	佐藤産業㈲			5		6	1
12	三協建設㈱				2		
13	環境緑地㈱				1	2	1
14	㈲角建設			1		3	1
15	㈲大栄建設興業						
16	㈲大東工業			3		4	1
17	㈱タナカ技研						
18	㈲隼建設		1	1		1	1
19	㈲松本組　境港支店			1			
20	㈱箕矢組		2	1		1	
21	美保テクノス㈱境港営業所	1					
22	㈱リンクス						
23	㈱平田組　境港出張所						
24	㈲境港板金				3		
25	㈱西村工業			7	1	5	
26	㈱エナテックス　境港支店						
27	岡田電工㈱　境港営業所						
28	㈲酒井電気						
29	㈲境電工						1
30	境港海上無線㈱						
31	㈱三徳興産　境港営業所						
32	曽我工業㈱　境港営業所						
33	㈱シンセイ　境港出張所						
34	㈱中電工　境出張所				3		
35	野々村電機工業㈱				1		
36	㈲橋本工業所			3	1	2	1
37	米子ガス産業㈱境港営業所						
38	㈲佐々木組　境港営業所		2	9		3	
39	三光㈱				32	7	5
40	㈲山陰エコシステム		3				

資料２－２－１２－１

境港市消防団出動区分

出動区域	出　動　区　分		
	第一出動	第二出動	第三出動
境・上道	第１分団	第２分団、第５分団	全分団
余　　子	第２分団	第１分団、第３分団	
中　　浜	第３分団	第２分団、第６分団	
渡	第４分団	第５分団、第６分団	
外　　江	第５分団	第１分団、第４分団	
誠　　道	第６分団	第３分団、第４分団	

（備考）

１．出動区域の名称は、小学校区を表す。

２．第１出動は、地元分団とする。

３．第２出動以降の出動は、現場最高指揮者の要請により行うものとし、第２出動は隣接する２分団、第３出動はすべての分団とする。

資料２－２－１３－１

境海上保安部における船艇の現況

（令和３年４月１日現在）

基地	船　　名	総トン数	全長（m）	速力（ノット）	備　　考
境	巡視船きそ	１，８００	９５	３０	
	巡視船おき	１，５００	９６	２５	
	巡視艇やえざくら	２６	２０	２９	
	巡視艇みほぎく	２６	２０	３０	
隠岐	巡視艇さんべ	１９５	４６	３５	隠岐海上保安署
鳥取	巡視艇とりかぜ	２６	２０	29	鳥取海上保安署

美保航空基地における船艇の現況

（令和３年４月１日現在）

型　　式	機数	最大速力（ノット）	座席数	コールサイン	備　　考
アグスタ式 ＡＷ-139 型	2	１６７	１５	JA961A JA973A	吊上げ救助装置、貨物機外吊下げ装置、機外拡声装置、赤外線捜索監視装置
ボンバルディア式 ＤＨＣ-8-300 型	2	２４０	３２	JA726A JA728A	赤外線捜索監視装置

資料２－２－１９－１（その１）

病院、医院等の医療機関

（令和３年４月１日現在）

名　　称	診　療　科　目	所　在　地	許　可 病床数	電話番号
済生会境港総合病院	消内・呼内・循内・糖内・総内･泌尿・小・脳内・外･整・透析婦･耳鼻・眼・脳外・麻・放射・心内・	米川町 44	１９７	４２－３１６１
元町病院	内・呼内・胃腸・アレルギー・整・リウマチ・皮・リハビリ	上道町 1895-1	７６	４４－０１０１
阿曽皮膚科クリニック	皮・形	上道町 3318-1		４４－１３００
荒木医院	内・呼・循・麻・神内	明治町 189-1		４２－２７６８
池渕医院	内・循	栄町 88		４２－２０３１
市場医院	内･胃腸･外･整･皮・泌・麻	馬場崎町 177	１０	４４－５５５１
うえひら内科・ペインクリニック	内・麻	竹内町 578-5		２１－７５６４
遠藤医院	内・消・外・肛	上道町 914-1		４２－２６６０
岡空小児科医院	小・アレルギー・内	浜ノ町 127		４７－１２３４
小林外科内科医院	内・小・消・循・外	明治町 170		４２－２８７２
小森眼科クリニック	眼	元町 1803-7	３	４４－５４６５
高田内科医院	内・小	東雲町 7		４２－３３２４
瀧川医院	整	日ノ出町 113		４２－２２７３
たちかわ耳鼻咽喉科	耳咽・気内	湊町 156		４２－３３３０
つちえ内科・小児科クリニック	内・小	相生町 114		４２－３０３１
はまはし眼科医院	眼	渡町 2768-1	３	４７－５２８８
浜本眼科クリニック	眼	上道町 3443		２１－２７２７
松野医院	内・胃腸	京町 35		４２－２２９８
村上内科クリニック	内	上道町 3052-1		４２－１１００
矢島医院	内・呼内・消内・アレルギー	新屋町 1329-1	１９	４５－６３１１
竜ケ山こども ファミリークリニック	小・アレルギー	三軒屋町 4250-3		４５－７２２２
渡部整形外科医院	整・リハビリ・ リウマチ	上道町 1990		４４－０１６１
渡部医院	内・循	渡町 1987-1		４５－０１５２
わたなべ皮膚科	皮・アレルギー・小皮	蓮池町 85-1		２１－８６１２
つのだ内科・循環器内科クリニック	内・循	外江 2275-1		２１－１０８０

資料２－２－１９－１（その２）

歯 科 診 療 所

（令和３年４月１日現在）

名　　称	所　在　地	電話番号
足立守歯科	明治町８	４４－３８６６
芹田歯科	明治町６７	４２－６５６２
永瀬歯科医院	湊町１５０	４４－６４８０
横川歯科医院	元町１８００	４２－２４０６
小徳歯科クリニック	元町４１	４２－３６０１
森脇歯科医院	中野町１８９３－１	４２－５５５５
ひまわり歯科医院	外江町２４５５	４２－３２０５
たけし歯科クリニック	外江町１６２５	４４－３６００
倉元歯科クリニック	渡町２８９２－１	４７－２２２２
木村歯科医院	小篠津町８６９－３	４５－５５８８
さかい歯科クリニック	夕日ヶ丘１丁目１７	４７－３６３５
あい・あだちデンタルクリニック	上道町１８５５－３	２１－１５６４

資料２－２－１９－１（その３）

医療、助産に必要な医薬品等の調達

（令和３年４月１日現在）

名　　称	所　　在　　地	電話番号
對山堂薬局	本町３０	４２－２２５０
なべや薬局　明治町店	明治町１７－１	４７－０７８９
増谷慶一郎薬局　元町店	元町１７９７	４２－３４３６
増谷薬局　蓮池店	蓮池町１０２	４７－０３２５
ナガイ薬局境港店	米川町２８６	４２－５０５８
神薬堂境港店	弥生町２３６	４４－３９３３
むらた薬店	上道町７２４－１	４４－０９１２
境中央薬局	上道町３３１７	４２－５９２２
アライブ薬局上道店	上道町３０５２－１	４２－１１５５
佐々木薬店	中野町３６２	４２－２２３４
ＰＬＡＮＴ－５境港店	竹内団地２７６	４７－５６００
松本薬店	外江町２７４０	４２－３８８４
ドラッグ１７１境港店	外江町３０８４－１（いない内）	４４－３１７１
てらもと薬局	渡町１４４７－４	４５－５７５８
森下薬局	幸神町３５７	４５－２８３１
ウェルネス薬局境港店	蓮池町９２－１	２１－２７６６
ウェルネス薬局境港マリーナ店	新屋町３２０１－４	４５－６７７７
エスマイル薬局境港店	馬場崎町１７７－３	２１－２２０５
クオール薬局境港店	上道町１８９３－４	４７－４４８９
コスモス明治町店	明治町１２２	４７－１４５５
ダイレックス境港店	上道町２１７７－２	２１－１０６７
たけのうち薬局	竹内町５７８－７	４７－２３５５
外江薬局	外江町２２７５－１	２１－７７５５
トライアル境港店	夕日ヶ丘２丁目８	４７－５５５０

所要器材の予定品目（医療器材）

ガーゼ	受水器	止血鉗子	浣腸器	外用筆
ホータイ	膿　盆	ハサミ	注射筒	薬包紙
脱脂綿	眼　帯	消毒かん	注射針	投薬袋
バンソウ膏	コッヘル鉗子	防水布	縫合針	氷のう
三角布	体温計	捲綿子	縫合糸	氷　枕
油　紙	メ　ス	メートルグラス	副　木	洗眼器
ピンセット	シャーレ	ゾンデ		

資料２－２－２１－１

火葬施設の状況

（令和３年４月１日現在）

名　称	所　　在　　地	炉　数	備　　考
玉井斎場	松江市美保関町福浦 130	火葬炉３基	火葬炉１基当たり平均 90 分/１体 （冷却及び収骨を含む。）

資料２－２－２２－１（その１）

境港市自動車保有状況

（令和３年４月１日現在）

車　　種		台数	所　　属（台数）
普通乗用	５人乗り	４	総務課（２）、秘書課（２）、自治防災課（１）
普通貨物	ダンプ	１	管理課（１）
	トラック	１	清掃センター（１）
	給食配送車	４	教育総務課（４）
小型乗用	８人乗り	３	総務課（２）、自治防災課（１）
	５人乗り	５	総務課（４）、地域振興課（１）※
小型貨物	ダンプ	２	清掃センター（２）
軽乗用		２１	総務課（９）、収税課（１）、地域子育て支援センター（１）長寿社会課（７うち$\boxed{リ}$６）、下水道課（２）、教育総務課（１）
軽貨物箱型		２２	総務課（８）、清掃センター（１）、リサイクルセンター（１）、福祉課（１）、水木しげる記念館（１）、管理課（２うち$\boxed{リ}$１）、都市整備課（１）、下水道課（１）、建築営繕課（１）、給食センター（１）長寿社会課（１うち$\boxed{リ}$１）、農政課（２うち$\boxed{リ}$２）、こども支援センター（１）
軽トラック		７	総務課（１）、清掃センター（２）、農政課（１）、都市整備課（２）下水道センター（１）、
軽ダンプ		３	清掃センター（１）、管理課（１）、生涯学習課（１）
原付バイク		１	総務課（１）
マイクロバス		３	総務課（１）、観光振興課（１）、教育総務課（リ１）
小型バス		６	観光振興課（６）
特殊車両	ショベルローダー	２	下水道センター（１）、リサイクルセンター（１）
	塵芥車	６	清掃センター（６）
計		９１	

【備考】

・　清掃センター、リサイクルセンター、こども支援センター、地域子育て支援センター、水木しげる記念館、下水道センターについては、所属課名ではなく施設名で表記している。

・「$\boxed{リ}$」はリース車を表している。

※ 境港市防犯協議会青パト車（清掃センターに配置）

資料２－２－２２－１（その２）

市内一般貨物自動車運送事業者

（令和３年４月１日現在）

番号	事　業　者　名	所　在　地	電話番号
1	㈲赤沼運送	上道町 2303	44－2511
2	㈲安部運送	渡町 581	45－2537
3	㈲池商	市朝日町 5	44－3920
4	㈲岩野商店	上道町 2070－4	42－2920
5	上組陸運㈱鳥取営業所	竹内団地 76	47－3133
6	㈱共友	外江町 3648-1	44－5011
7	境港運送㈱	西工業団地 185	44－2326
8	境港海陸運送㈱	大正町 43	42－2121
9	境港物流㈲	昭和町 12 番地 8-4	44－0626
10	佐藤実業㈲	竹内団地 118	45－9202
11	㈲三共物流運輸	小篠津町 302－5	47－3120
12	三光㈱	昭和町 5-17	44－5367
13	第一運送㈲	芝町 1525－2	44－0687
14	大海通産㈱	昭和町 34	44－0301
15	㈲徳永運送	三軒屋町 4368－14	45－3201
16	㈱日本海通商	昭和町 3	44－0731
17	㈲福瀬建設	竹内町 318	45－0010
18	㈱森商運	昭和町 12－9	44－7987
19	山進運輸㈲	竹内団地 158	45－2031
20	レンゴーロジスティクス(株) 山陰営業所	昭和町 12－28	42－6491

資料２－２－２３－１

緊急輸送ルート

NO	路線の主な名称
①	国道431号線
②	県道米子空港･境港停車場線
③	県道境外港線
④	主要地方道米子･境港線
⑤	県道余子停車場線
⑥	県道米子空港線
⑦	臨港道路（昭和北幹線）
⑧	臨港道路（昭和南幹線）
⑨	臨港道路（内港幹線）
⑩	臨港道路（竹内幹線）
⑪	臨港道路（竹内ふ頭１号線）
⑫	市道境132号線
⑬	市道樋ノ上川線
⑭	市道元町中野線
⑮	市道外港外江線
⑯	市道竹内団地2号線

資料２－２－２４－１

緊急通行車両以外の車両通行止標識

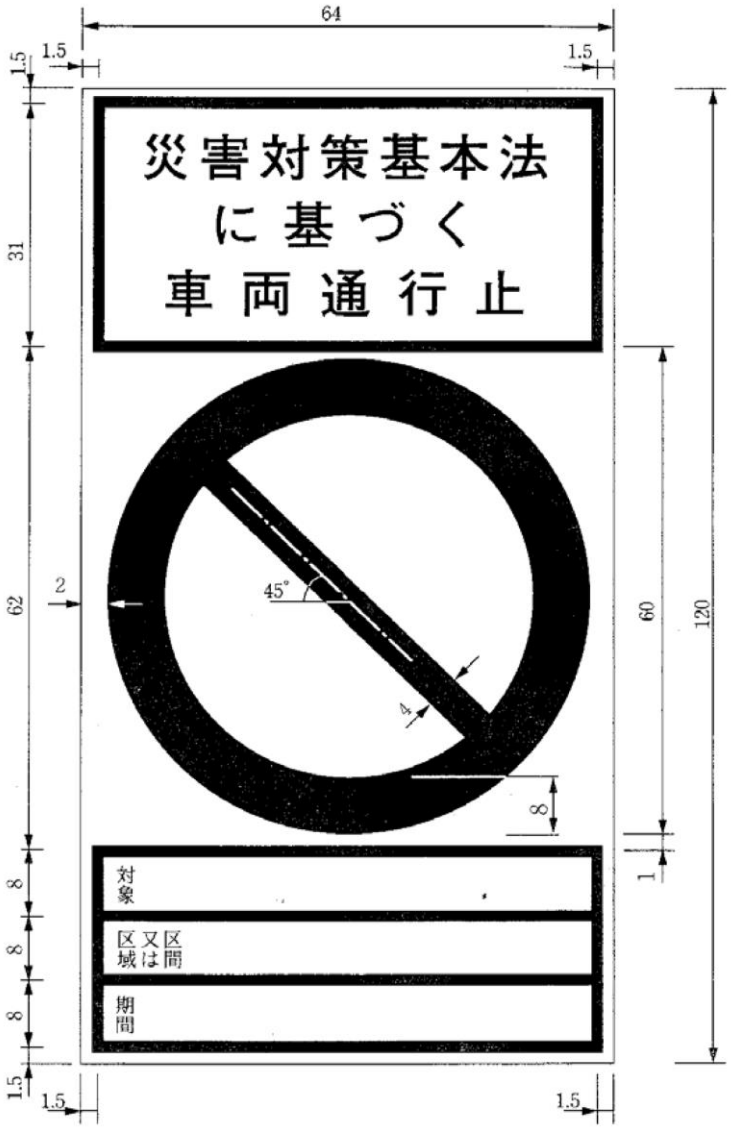

（備考）

１　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

２　縁線及び区分線の太さは１センチメートルとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

４　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

資料２－２－２４－２

緊急通行車両に関する標章

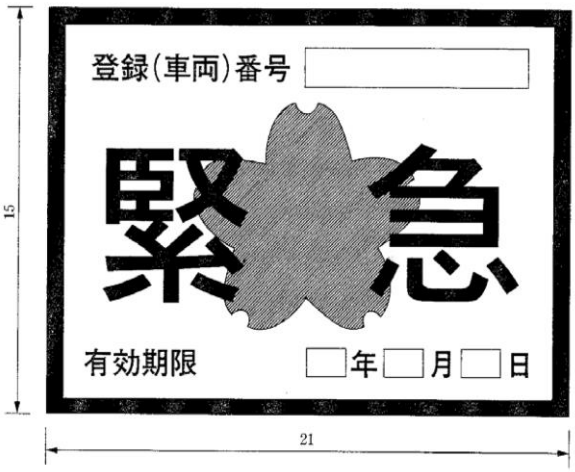

（備考）

１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

第　　号 年　　月　　日 緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書 知　　事　㊞ 公安委員会　㊞			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両においては、輸送人員又は品名）			
使用者	住　所	（　　）　局　　番	
	氏　名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備　　考			

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

資料２－２－２５－１（その１）

境港市内食糧業者

１．パン製造業者

（令和３年４月１日現在）

業　　者　　名	所　在　地	電話番号
神戸ベーカリー　本店	元町 1879	42-2578
神戸ベーカリー　水木ロード店	松ヶ枝町 31	44-6265
ササキベーカリー	財ノ木町 656－1	45-5537
伯雲軒	末広町 70	44-0565
柏木製パン所	花町 175	42-2684
足立製パン所（手作りパンあだち）	中野町 5576	42-3811
ラビットパン	竹内町 3565－9	45-2450
ＰＡＮＴＡＳＹ（丸合ターミナル店内）	浜ノ町 112	42-4118
ＰＬＡＮＴ-５　境港店	竹内団地 276	47-5600
お菓子とパンの店　えぴくる	上道町 3322	47-4030

２．製めん業者

（令和３年４月１日現在）

業　者　名	所　在　地	電話番号
鳥取缶詰㈱第二工場	渡町１４６０	45－0511
有限会社山本製麺所	朝日町６６	42－2408

３．炊飯施設（弁当店）

（令和３年４月１日現在）

業　　者　　名	所　　在　　地	電話番号
ママクック境港店	相生町１	42－2299
㈲こめや産業	外江町３１７５－４	42－6620
東府屋	大正町１３４	42－2439
ほっかほっか亭外江店	外江町２３５９	44－7700
ほっかほっか境港駅前店	浜ノ町１０１	44－8585
ほっともっと境港渡町店	渡町２８８３－１	47-3131
ＰＬＡＮＴ-５　境港店	竹内団地 276	47-5600

資料２－２－２５－１（その２）

米穀販売業者

（令和３年４月１日現在）

業　　者　　名	住　　所	電話番号
秋本米穀店	境港市松ヶ枝町 57	４２－２４２９
鳥取西部農業協同組合　境港支所	境港市渡町 1897-1	４５－０６１１
景山愛子米穀店	境港市花町 26	４４－３５６６
柏木米穀店	境港市栄町 117	４２－３０１２
株式会社酒井商店	境港市相生町１	４２－２２５８
里岩商店	境港市末広町 103	４４－４８１１
角米穀店	境港市小篠津町 458	４５－０６２９
戸田米穀店	境港市朝日町 51	４２－２２６９
ＰＬＡＮＴ－５　境港店	境港市竹内団地 276	４７－５６００
まるごう　境港ターミナル店	境港市浜ノ町 112	４７－０１６０

資料２－２－２５－２

境港市炊き出し可能施設

（令和３年４月１日現在）

地区名	施　設　名	炊　き　出　し　設　備				食 器 類
		処理能力 人分／１回	釜の型式	炊き出し備品		
				釜	食カン	
渡	渡保育所	１２０	ガスバーナー	2	5	１２０
上道	上道保育所	１１０	ガスバーナー	2	4	１１０
中浜	中浜東保育所	１２０	ガスバーナー	2	4	１２０
日赤鳥取県支部境港市地区		６０	ガスバーナー	1	0	0
保健相談センター		５０	ガスバーナー	3	0	２５０
学校給食センター		３，０００	蒸気式（電気）	6	４５６	３，０００
合　　計		３，４６０		１６	４５６	３，０３０

資料２－２－２９－１

ごみ処理施設及びし尿処理施設

（令和３年４月１日現在）

名　　称	設置場所	処理能力	処　理　方　法
境港市清掃センター	中野町 2080		中継施設
境港市 リサイクルセンター	夕日ヶ丘 ２丁目 119-6	１７ｔ／５ｈ	資源ごみ＝破袋機＋磁選機＋手選別コンベア＋アルミ選別機 粗大ゴミ＝破砕機＋磁選機＋風力選別機 不燃ゴミ＝貯留＋破砕＋積替
境港市下水道センター	佐斐神町 545	受入槽 貯留能力７０KL	標準活性汚泥法

ごみ・し尿の運搬車

（ごみ運搬車）　（令和３年４月１日現在）

所　有　者	所　在　地	特殊運搬車		運搬トラック		備考
		台　数	積載量(ｔ)	台　数	積載量(ｔ)	
境　港　市	中野町 2080	６	１５．０	６	７．０	
(有)環　建	中野町 1800-1	７	２２．３	８	１１．６	
(有)松井興業	竹内町 76-2	１	２．０	２	３．９	
(株)渡辺商会	渡町 2282	４	９．６	２	０．７	

（し尿運搬車）　（令和３年４月１日現在）

所　有　者	所　在　地	バキューム車		備　　考
		台　数	積載量(ｋℓ)	
境港環境事業(有)	東本町 78-3	３	５．４	１．８ｋℓ×３台
オキイ清掃(有)	芝町 1239-1	３	６．３	１．８ｋℓ×２台 ２．７ｋℓ×１台

資料２－２－３５－１

境港市赤十字奉仕団

（令和３年４月１日現在）

団員数	５６人

資料２－２－ ４７－１

鳥取県エルピーガス協会境港地区会災害応急対策組織図

(令和３年４月１日)

- 里岩商店 44－4811
  - 柏木商会 44－0651
    - 戸田油店 42－2748
    - 梶川商店 42－2673
    - 日興石油 44－5500
      - 境公民館
      - 境小学校
      - 境東地区学供
      - 境西地区学供
      - 境高校
      - 市民会館
      - 第一中学校
      - 上道公民館
      - 上道小学校
  - 広島ガスエナジー 42－2018
    - 西商店 42－3261
    - 山石産業 42－2051
    - 戸田商店 42－2269
      - あがりみち保育園
      - 境港総合高校
      - 市民体育館
      - 第二市民体育館
      - 第二中学校
      - 余子公民館
      - 余子小学校
  - 寺本商店 42－3056
    - 堀田石油 42－2831
    - 真野集商店 42－2225
    - 山陰酸素 44－3130
      - こども支援ｾﾝﾀｰ
      - 老人福祉センター
      - 誠道公民館
      - 誠道小学校
      - しらぎく会館
      - なかはま保育園
      - 中浜小学校
      - 中浜公民館
  - 足立燃料 45－2131
    - 渡辺商店 45－0537
    - 市村商店 45－0358
    - ＪＡ鳥取西部 45－0611
    - 徳山商店 42－3438
      - 地域子育て支援センター
      - 幸神体育館
      - 渡公民館
      - 渡小学校
      - 渡体育館
      - わたり保育園
      - 第三中学校
      - 外江公民館
      - 外江小学校

資料２－３－２－１

生活支援対策

名　　称	措置等の概要	窓口、問合せ先
災害見舞金の支給	住家が全壊若しくは半壊した世帯主に対して見舞金を支給 〔見舞金上限額〕５万円	県（福祉保健課） 市（自治防災課）
災害弔慰金の支給	災害により死亡した者の遺族に支給（県が市を通じて支給） 〔受給遺族〕配偶者、子、父母、孫、祖父母 〔支 給 額〕生計維持者が死亡した場合 ５００万円 その他の者が死亡した場合 ２５０万円 〔対象災害〕 自然災害 ・１市町村で住居が５世帯以上滅失 ・３以上の市町村で住居が５世帯以上滅失 （県全域で支給） ・県内で災害救助法適用（県全域で支給） ・２以上の都道府県で災害救助法適用 （国内全域で適用）	県（福祉保健課） 市（福祉課）
災害障害見舞金の支給	災害により精神又は身体に障がいを受けた者に支給（県が市を通じて支給） 〔受 給 者〕重度の障害を受けた者（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等） 〔支 給 額〕生計維持者　２５０万円 その他の者　１２５万円 〔対象災害〕自然災害（災害弔慰金に同じ）	県（福祉保健課） 市（福祉課）
災害援護資金の貸付	災害救助法適用の場合において、災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付 〔受 給 者〕災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 〔限 度 額〕３５０万円 〔対象災害〕県内で災害救助法が適用された災害	県（福祉保健課） 市（福祉課）
生活福祉資金 （災害援護資金、住宅資金）の貸付	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の方が、被害を受けたことにより臨時に必要となる資金を貸与 〔貸付限度額の目安〕	県（福祉保健課） 県社会福祉協議会 市社会福祉協議会

	・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費　１５０万円 ・住宅の補修等に必要な経費　２５０万円	
被災地の高齢者等の生活支援（※平成 12 年鳥取県西部地震における措置の概要）	被災されたひとり暮らしの高齢者、障がい者、母子家庭の母などで自宅の清掃、小修繕等が困難なため、市が自宅での生活が可能となるよう支援 〔上限助成額〕 ・１世帯当たり１０万円（特認２０万円） ・ボランティアを活用して実施した場合 １世帯当たり５万円（特認１０万円）	県（長寿社会課） 市（福祉課、長寿社会課、子育て支援課）
生活福祉資金の特例貸付（小口貸付）	低所得者、障がい者世帯、高齢者世帯の方で、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用（火災等被災によって生活費が必要なとき） 〔貸付限度額〕１０万円 ※被災の規模により、貸付対象要件が緩和される場合があります。	県（福祉保健課） 県社会福祉協議会 市（福祉課） 市社会福祉協議会
母子父子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母又は父子家庭の父（母子家庭又は父子家庭となって７年未満）に生活資金として貸与 〔生活資金〕月額１０.３万円 （貸付期間：２年間限度、 償還期限：８年以内）	県（青少年・家庭課） 市（子育て支援課）
「震災・心の健康ホットライン」	心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対してメンタルケア相談を実施	県（健康政策課） 市（健康推進課）
医師・保健師による健康相談	医師、保健師による健康相談を実施	県（健康政策課） 市（健康推進課）
子どもの心の相談窓口	心のケアを必要とする児童・生徒に対して、児童相談所の電話や訪問により児童心理司、臨床心理士等が相談実施 教育相談電話による相談の実施	県（青少年・家庭課） 県教委（いじめ・不登校総合対策センター） 市（健康推進課） 市教委（教育総務課）
図書の貸し出し支援	被災地にある図書館へ図書館司書、事務員を派遣し、被災された方への図書貸し出しについて支援を実施	県教委 （県立図書館）

資料２－３－２－２

税金等の負担の軽減

名　　称	措置等の概要	窓口、問合せ先
県税の減免	不動産取得税、個人事業税の減免措置を実施	県（税務課）
市税の減免	個人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の減免措置を実施 また、必要に応じて、納付等に関する期限の延長を実施	市（税務課）
県立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災によって資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定の基準以下にある世帯に属する生徒の授業料を免除 〔全壊・半壊〕全額免除 〔上記以外の被害〕半額免除	県教委 （高等学校課） 県(教育･学術振興課) 県（子育て応援課、医療政策課）
奨学資金等の返還猶予	奨学資金等の貸与を受けた方が、被災により奨学資金等を返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予	県教委（人権教育課） 県(人権･同和対策課、福祉保健課、医療政策課)
高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の支給	り災により経済的に修学が困難な方に対して、教科書等を支給	県教委 （高等学校課）

資料２－３－２－３

農林水産業緊急措置一覧（平成１２年鳥取県西部地震における主な措置）

名　　称	措置等の概要	窓口、問合せ先
鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金の貸付	被災された農業者が経営の安定維持のために必要な資金を借り入れた場合に、借り入れ後６年間に限り金利負担と保証料負担をゼロ	県（経営支援課）
水産業復興支援緊急対策資金の利子補給等	漁業者、水産加工業者、漁協等に復旧に係る経費を融資した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会等に助成を行うことにより、加工業者、漁協などの金利負担と信用保証料負担の軽減を図る。	県（水産課）
林業改善資金の貸付	被災された森林所有者に対して貸与する被害森林の整備に必要な資金について無利子 〔貸付限度額〕１２０万円／ha （貸付期間：５年）	県（林政企画課）

資料２－３－２－４

商工業金融措置一覧（平成１２年鳥取県西部地震における主な措置）

名　　称	措置等の概要	窓口、問合せ先
特別資金の貸付 ・利子補給金 ・信用保証料軽減補助金	被害を受けた企業を支援するための特別資金を貸付（利子及び信用保証料を６年間０％とする。） 〔貸付限度額〕５,０００万円 （償還期限：１０年）	県（経済産業総室）
県商工制度融資の償還猶予	被害を受けた中小企業が災害の前に県制度融資を利用し、約定どおり返済している場合、必要に応じて償還猶予を実施	県（経済産業総室）
中小企業経営健全化資金の貸付	手形決済や商品仕入れに要する経費に対して、運転資金を貸与 〔貸付限度額〕５,０００万円 （償還期限：７年）	県（経済産業総室）
中小企業設備資金の貸付	設備の更新・修繕等に要する経費に対して、設備資金を貸与 〔貸付限度額〕５,０００万円 （償還期限：１２年）	県（経済産業総室）
小口無担保保証融資	従業員２０名以下の企業を対象に融資を実施 〔貸付限度額〕１,５００万円 （信用保証：０.６％）	県（経済産業総室）
小規模企業者等設備資金の貸付	従業員２０名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備導入にかかる経費を貸与 〔貸付限度額〕４,０００万円 （償還期限：７年）	県（経済産業総室）
小規模企業者等設備貸与	従業員２０名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリースを実施 〔貸付限度額〕６,０００万円 （割賦払期間：７年、リースは３～７年）	県（経済産業総室）
中小企業ハイテク設備貸与	中小企業を対象に経営基盤の強化又は経営革新を行うための設備の割賦販売を実施 〔貸付限度額〕８,０００万円 （割賦払期間：７年）	県（経済産業総室）

資料２－３－２－５

平成２８年鳥取県中部地震における主な措置

名　　称	措置等の概要	窓口、問合せ先
災害等緊急対策資金の貸付 ・利子補助金 ・信用保証料軽減補助金	直接被害又は売上高減少が生じた企業の資金調達経費を軽減。（利子及び信用保証料を当初５年間０％とする）	県（企業支援課）
中部地震復興支援利子補助金	直接被害又は売上高減少が生じた企業のうち、災害等緊急対策資金の対象とならない中堅・大企業が復旧のための融資を受けた場合、当初５年間の利子相当額を補助。	県（企業支援課）
金融機関への要請	資金調達の円滑化・融資手続の迅速化・個別事情に応じた返済猶予等の貸付条件変更を要請。	県（企業支援課）

資料３３－１－２　－１

水防資機材の備蓄状況

資機材名	数　量	資機材名	数　量
水防倉庫	１	つるはし	１２
たわら又は土のう	１，２００	のこ	３
かます又はビニールシート	１５	ワイヤーロープ	―
むしろ	―	唐くわ	９
縄、ロープ	１００	スコップ	４２
木材	３１	とび口	９
鉄線	―	一輪車	―
かすがい	―	携帯ラジオ	―
かけや	１５	投光器	―
たこづち	３	乗用車	―
なた	７	小型自動車	―
おの	４	貨物自動車	―
かま	―	特殊自動車	―

資料３３－２－１－１

重要水防区域（箇所）図

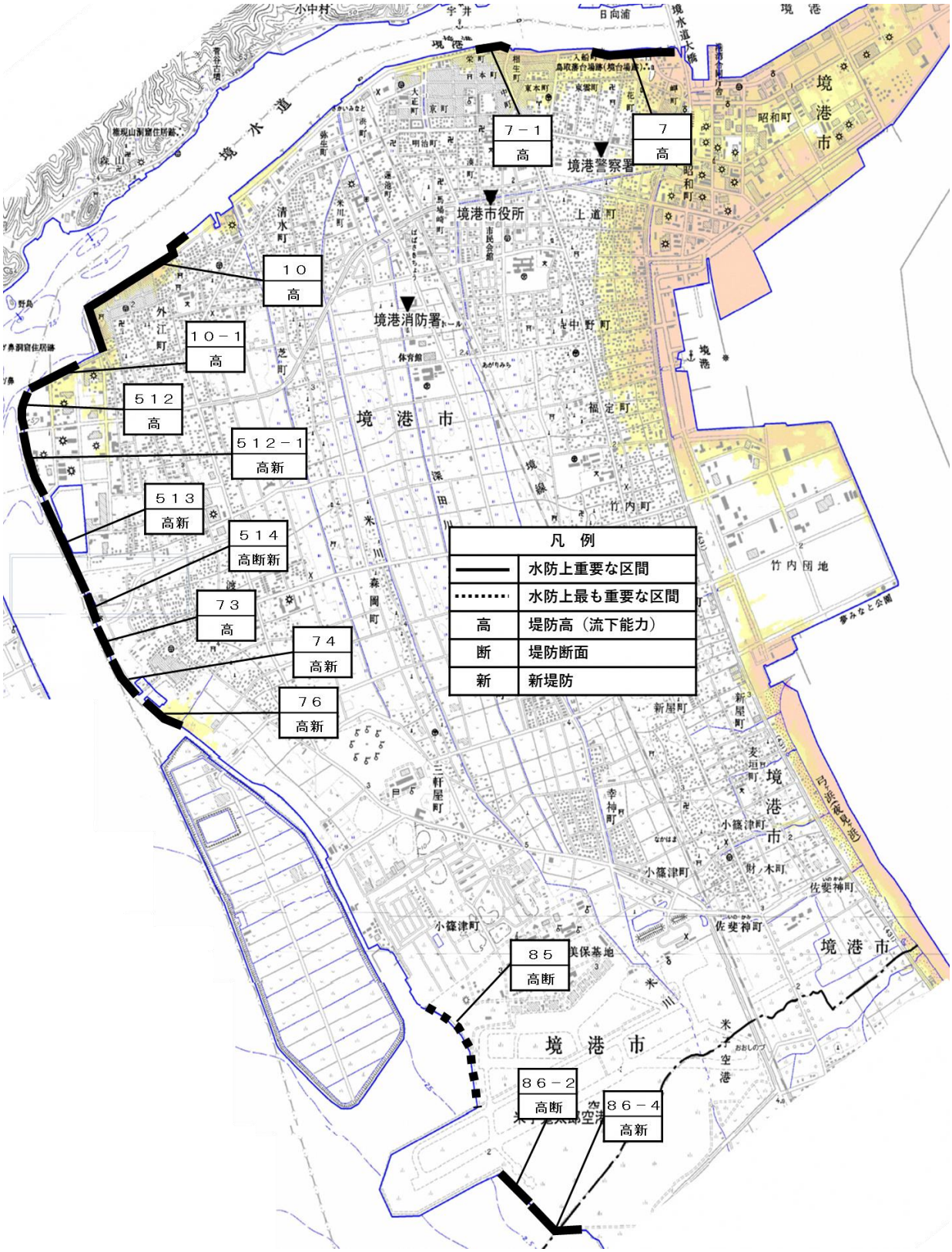

資料３３－２－１－２

重要水防区域（箇所）一覧表

河川名：中海

番号	地先名	区　間			種　別	重要度	重要理由	水防工法
		岸	距離標	延長（m）				
73	渡町	右		２００	越水（溢水）	B	高さ不足	積土のう
74	渡町	右		２１０	越水（溢水） 堤体漏水 基盤漏水	B	高さ不足 断面不足	積土のう
76	渡町	右		１６０	越水（溢水） 堤体漏水 基盤漏水	B	高さ不足 断面不足	積土のう
85	小篠津町	右		７９７	越水（溢水） 堤体漏水 基盤漏水	A	高さ不足 断面不足	積土のう
86-2	佐斐神町	右		１８５	越水（溢水） 新堤防	B	高さ不足	積土のう
86-4	小篠津町 ～大篠津町	右		４９９	越水（溢水） 新堤防	B	高さ不足	積土のう
512	西工業団地	右		３２８	越水（溢水）	B	高さ不足	積土のう
512-1	西工業団地	右		１６２	越水（溢水） 新堤防	B	高さ不足	積土のう
513	西工業団地	右		１０７	越水（溢水） 新堤防	B	高さ不足	積土のう
513(1)	西工業団地	右		３１３	越水（溢水） 新堤防	B	高さ不足	積土のう
513(2)	西工業団地	右		３１０	越水（溢水） 新堤防	B	高さ不足	積土のう
514	渡町	右		１４	越水（溢水） 堤体漏水 基盤漏水	B	高さ不足 断面不足	積土のう
514(1)	渡町	右		１０５	越水（溢水） 新堤防	B	高さ不足	積土のう
514(2)	渡町	右		２２１	越水（溢水） 堤体漏水 基盤漏水	B	高さ不足 断面不足	積土のう

河川名：境水道

番号	地先名	区　間			種　別	重要度	重要理由	水防工法
		岸	距離標	延長（m）				
7	岬町	右	2K500～3K200	７００	越水（溢水）	B	高さ不足	積土のう
7-1	岬町	右	3K800～4K000	２００	越水（溢水）	B	高さ不足	積土のう
10	外江町	右	6K400～7K150	７５０	越水（溢水）	B	高さ不足	積土のう
10-1	外江町	右	7K500～7K800	３００	越水（溢水）	B	高さ不足	積土のう

河川災害危険個所判定基準

種　別	重　要　度	
	A（水防上最も重要な区間）	B（水防上重要な区間）
堤防高 （流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が、現況の堤防高を超える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が、堤防の計画余裕高に満たない箇所
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が､計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の 2 分の１未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ２分の１以上確保されている箇所

資料３３－２－２－１

排水樋門等の操作担当者表

（令和３年４月１日現在）

番号	水樋門名称	操作担当者	備　　考
①	外江１号	委託業者	引上げ式
②	外江２号		引上げ式
③	外江３号		引上げ式
④	外江４号		引上げ式
⑤	外渡都市下水路樋門		ラック式ゲート
⑥	外江６号		引上げ式
⑦	中浦２号（八幡川）	樋門操作員	鋼製起伏ゲート
⑧	中浦１号（代古待川）	樋門操作員	鋼製起伏ゲート
⑨	田代川樋門	樋門操作員	（電動）鋼製スライドゲート
⑩	弓浜７号（苗代田川）	樋門操作員	（電動）鋼製スライドゲート
⑪	弓浜６号（苗代田川南）	樋門操作員	鋼製起伏ゲート
⑫	弓浜５号（弓浜北橋北）	樋門操作員	鋼製起伏ゲート
⑬	弓浜４号（川中井川）	樋門操作員	鋼製起伏ゲート
⑭	竜ヶ山雨水幹線樋門	下水道課	手動スライドゲート
⑮	弓浜３号（柳川）		自動起伏ゲート
⑯	弓浜２号（土器川）	樋門操作員	鋼製起伏ゲート
⑰	弓浜１号（土器川南）	樋門操作員	鋼製起伏ゲート
⑱	弓浜１陸閘	樋門操作員	（手動）アルミ製スライドゲート

資料３３－２－２－２
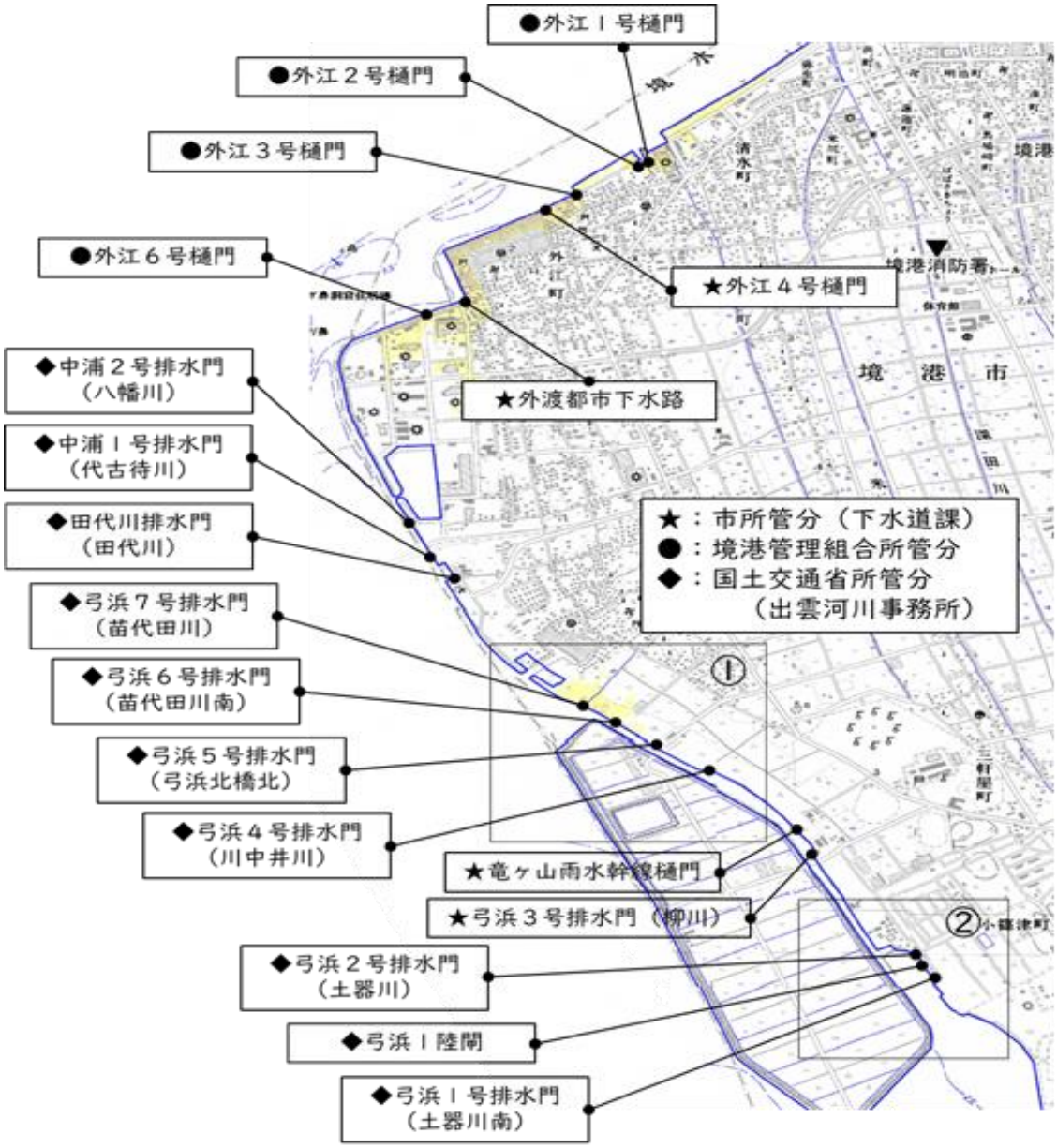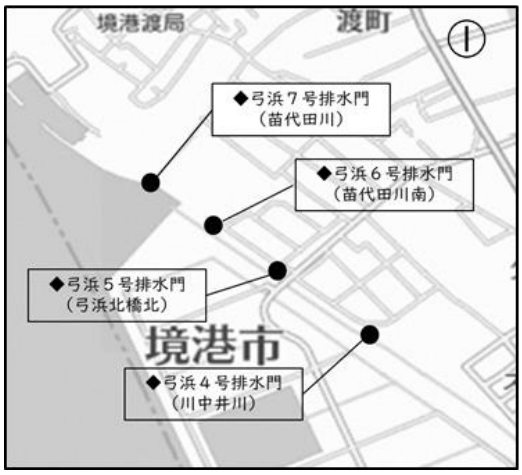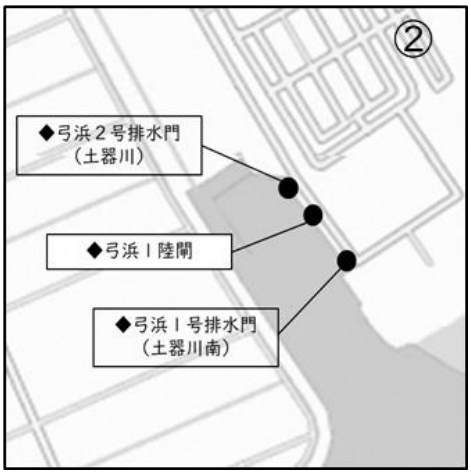
排水樋門等位置図